

【資料編】

資料 1 統計法成立から施行までの準備行為等

【平成19年】

- 5月23日 統計法公布（平成19年法律第53号）
- 9月25日 統計法の一部施行に伴う政省令の公布
- ・ 統計法の一部の施行期日を定める政令（平成19年政令第298号）
 - ・ 統計法第二条第二項第二号の法人並びに同条第五項第三号の行政機関等及び事務を定める政令（平成19年政令第299号）
 - ・ 統計委員会令（平成19年政令第300号）
 - ・ 統計法施行規則（平成19年総務省令第112号）
- 10月 1日 統計法の一部施行
- 10月 5日 統計委員会の第1回会合

【平成20年】

- 1月21日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会諮問
- 9月 8日 国民経済計算の作成基準に係る統計委員会諮問
- 10月31日 統計法の全部施行に伴う政令の公布
- ・ 統計法の施行期日を定める政令（平成20年政令第333号）
 - ・ 統計法施行令（平成20年政令第334号）
- 12月16日 統計法施行規則の公布（平成20年総務省令第145号）
- 12月22日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」に係る統計委員会答申
- 同 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成に係る統計委員会諮問

【平成21年】

- 1月19日 「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」の統計委員会諮問・即日答申
- 3月 9日 国民経済計算の作成基準に係る統計委員会答申
- 同 全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成に係る統計委員会答申
- 3月13日 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の閣議決定
- 3月23日 「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」の公示
- 4月 1日 統計法の全部施行
- 同 指定統計のうち基幹統計とみなすものの公示
- 同 国民経済計算の作成基準の公示

資料2 統計法の概要 (統計法案国会提出時の説明資料)

現行統計法を全部改正（統計報告調整法を廃止）して、統計調査によって作成される統計のみならず、公的機関が作成する統計全般を対象とした法律に改編

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第 32 条～第 43 条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメイド集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第 44 条～第 51 条)

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

○ 雑則 (第 52 条～第 56 条)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則 (第 57 条～第 62 条)

- ・ 秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査の全てに拡大。また、統計調査事務の受託者に対する罰則規定を明確化

○ 施行 (附則第 1 条)

- ・ 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

資料3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要
(計画決定時の報道発表資料を元に修正)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要

基本計画は、統計法（平成19年法律第53号）第4条の規定に基づき、分散型統計機構の下、政府が公的統計の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、施策展開に当たっての基本的な考え方や取組の方向性等を記した「本文」と平成21年度からの5年間に取組む具体的な措置、方策等を列記した「別表」とで構成

今後、政府は、基本計画を踏まえた公的統計の整備に関する施策を着実かつ計画的に推進するとともに、施策の効果に関する評価や社会経済情勢を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを実施

第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

1 公的統計の果たすべき役割

公的統計は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報と位置付けられたことを踏まえ、社会で広く有効活用され得る情報基盤として整備していくことが必要

2 施策展開に当たっての基本的な視点

国民にとっての「統計の有用性の確保」を図ることが統計整備の重要な目標。統計の有用性の向上を図るためには次の4つの視点が重要

- (1) 統計の体系的整備
- (2) 経済・社会の環境変化への対応
- (3) 統計データの有効活用の推進
- (4) 効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

加工統計や調査統計を含め、公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として指定し、その有用性を向上

◇既存の大規模統計調査を統廃合し、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスを新たに実施し、これを軸とした産業関連統計の体系的整備、国民経済計算の推計方法の確立

◇4省がそれぞれ作成している製造業の生産動態に関する統計を一つに統合

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

＜国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化＞

◇国民経済計算と産業連関表との連携を強化し、整合性を確保

◇国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策（続き）

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

<ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用>

- ◇経済センサスの実施や行政記録情報の活用を通じた母集団情報の的確な整備
- ◇各種統計調査結果や行政記録情報との結合による有用な統計の作成に向けた検討

<福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備>

- ◇社会保障給付費について各種国際基準に基づく統計との整合性の向上を検討

<統計基準の設定>

- ◇日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類などを統計基準として設定するとともに、設定又は改定からおおむね5年後を目途に当該基準の改定の必要性を検討

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

<サービス活動に係る統計の整備>

- ◇高度化する情報通信サービスの実態を府省横断的に把握するための統計を整備
- ◇知的財産活動に関する統計の充実・高度利用

<少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備>

- ◇配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連データの大規模標本調査による把握を検討
- ◇就業（就業及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等の関係を詳細に分析するため、関連統計調査の充実を検討

<環境に関する統計の段階的な整備>

- ◇温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、気候変動による影響に関する統計を整備
- ◇総合エネルギー統計における速報値の公表早期化を推進

<観光に関する統計の整備>

- ◇主要な観光統計の充実とともに、共通基準の策定により都道府県間の比較が可能な観光統計の整備を推進

<企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備>

- ◇非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査の開始に向けた取組を推進
- ◇事業所の開設・廃止による雇用への影響を把握するため、雇用創出・消失指標を整備

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

<行政記録情報等の活用>

- ◇労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、有価証券報告書データ等の活用を検討
- ◇統計調査の実実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前調査・検討を原則化

<民間事業者の活用>

- ◇民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
- ◇統計調査の民間委託に係るガイドラインの改定など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境を整備

2 統計リソースの確保及び有効活用

- ◇基本計画の実施に必要な統計リソースの確保、特に国民経済計算に関する課題の着実な解消のため研究者や中核的職員を集中的に投入
- ◇地方公共団体を経由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化等の多面的な方策の計画的な実施

3 経済・社会の環境変化への対応

- ◇統計利用者との意見交換を通じて把握したニーズを統計の整備・改善等に活用
- ◇統計の品質に関する評価を通じた既存統計の見直し、統計作成方法の効率化を推進
- ◇統計に対する国民の理解を得るための広報・啓発活動の効果的な実施

4 統計データの有効活用の推進

- ◇新たに制度化されたオーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供を適切に開始し、その対象とする統計調査を段階的に拡大

5 その他

- ◇政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進
- ◇統計の中立性を確保する観点から、統計作成過程の一層の透明化を推進

第4 基本計画の推進・評価等

- ◇「基本計画推進会議」（仮称）を開催し、政府一体となって基本計画を推進
- ◇統計委員会による基本計画の実施に関する各府省の取組状況の評価・検証、改善意見の提示等

資料4 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制

公的統計基本計画推進会議の設置について

平成21年4月23日
各府省統計主管部局長等会議申合せ

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）に掲げられた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進するために必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、下記により、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

記

- 1 推進会議の構成
推進会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。推進会議は、総務省政策統括官（統計基準担当）が招集する。
- 2 推進会議は、必要と認めるときには、構成員以外の者の意見を聴くことができる。
- 3 推進会議の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）が行う。

【別紙】

推進会議構成員

人事院事務総局総括審議官	内閣府大臣官房審議官	内閣府経済社会総合研究所次長
宮内庁長官官房審議官	公正取引委員会事務総局総括審議官	警察庁情報通信局長
金融庁総務企画局長	総務省統計局長	総務省政策統括官（統計基準担当）
法務省大臣官房司法法制部長	外務省大臣官房長	財務省大臣官房総括審議官
文部科学省生涯学習政策局長	厚生労働省大臣官房統計情報部長	農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省経済産業政策局調査統計部長	国土交通省総合政策局情報政策本部長	環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房長 （オブザーバー）		
内閣府大臣官房統計委員会担当室長	日本銀行調査統計局長	

「公的統計基本計画」の政府における推進体制（イメージ図）



資料5 統計調査の見直し・効率化

基本計画において、各府省は、新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行うこととされている。これに係る平成22年度の実施状況は以下のとおりであり、基幹統計調査7件、一般統計調査40件、計47件の調査において、見直し・効率化措置が図られている。

表1 統計調査見直し実績

(平成22年度中)

統計調査の種別		基幹統計調査	一般統計調査	計
見直し・効率化がなされた統計調査数		7	40	47
見直し措置内容	廃止等 ^(注1)	0	18	18
	統合	0	2	2
	実施時期の適正化 ^(注2)	1	4	5
	調査客体数の削減	0	4	4
	調査事項の削減	2	8	10
	調査方法の改善	6	11	17
見直し措置数(計) ^(注3)		9	47	56

注1)「廃止等」には、統計法第2条第5項でいう「統計調査」に該当しなくなった調査を含む。また、平成22年度に調査を実施し、その後、22年度中に廃止等の手続が行われた統計調査であった2件の統計調査を含まない。

注2)「実施時期の適正化」には、「休止」とされた1件の統計調査を含む。

注3)一つの調査において、複数の見直し措置が図られている場合があるため、「見直し・効率化が図られた統計調査数」と「見直し措置数(計)」は一致していない。

表2 府省別統計調査見直し実績

(平成22年度中)

	基幹統計調査	一般統計調査	計
内閣府	0	0	0
総務省	1	0	1
財務省	0	0	0
文部科学省	2	4	6
厚生労働省	1	5	6
農林水産省	0	22	22
経済産業省	3	2	5
国土交通省	0	3	3
環境省	0	3	3
防衛省	0	1	1
人事院	0	0	0
合計	7	40	47

資料6 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

統計関連業務のうち、統計調査に直接関連する統計事務の民間委託状況は次のとおりであり、平成22年度に実施した統計調査に係る事務については、219統計調査中175統計調査(全体の79.9%)において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、統計事務の種類別民間委託の状況は、表1及び図1のとおりである。

表1 統計事務の種類別民間委託の状況 (平成22年度中)

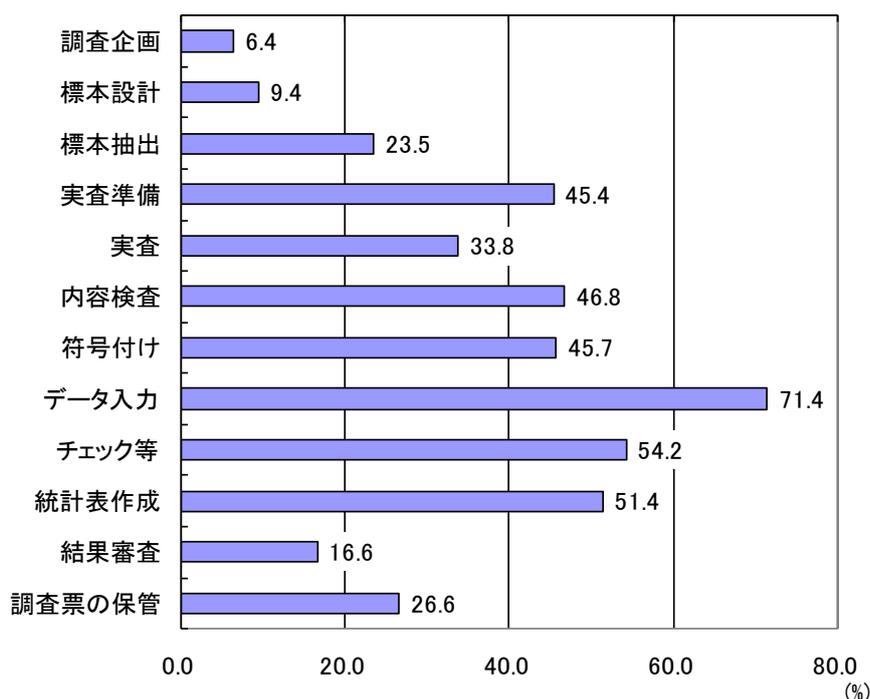
		統計事務の種類												全統計調査件数 (注2)
		調査企画	標本設計	標本抽出	実査準備	実査	内容検査	符号付け (注3)	データ入力	チェック等	統計表作成	結果審査	調査票の保管	
府省全体	当該事務が存在する統計調査件数	219	159	153	205	219	216	94	210	214	216	217	218	219
	うち民間委託を実施しているもの (割合:%)	14 (6.4)	15 (9.4)	36 (23.5)	93 (45.4)	74 (33.8)	101 (46.8)	43 (45.7)	150 (71.4)	116 (54.2)	111 (51.4)	36 (16.6)	58 (26.6)	175 (79.9)
	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの (割合:%)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	6 (2.7)	12 (5.6)	7 (7.4)	12 (5.7)	19 (8.9)	17 (7.9)	10 (4.6)	10 (4.6)	20 (9.1)
	当該事務が存在する統計調査件数	3	2	28	29	43	39	9	29	27	4	16	28	50
地方支分部局	うち民間委託を実施しているもの(件数)	1	1	3	4	3	3	2	7	3	1	1	0	7

注1) 共管調査は、一部調査を除き、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

注2) 「全統計調査件数」は、国の機関において平成22年度に実施された統計調査の件数。

注3) 「符号付け」は、語句や文章で記入された調査事項を分類基準に従って符号に変換する事務をいう。

図1 統計事務の種類別民間委託の割合



なお、府省別民間委託の状況は、表2のとおりである。

表2 府省別民間委託の状況（統計事務）（平成22年度中）

府省名	府省全体			うち地方支分部局	
	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの (件数)	(参考) うち独立行政法人への委託を実施しているもの (件数)	統計調査件数	うち民間委託を実施しているもの (件数)
内閣府	8	7	0	1	0
総務省	12	12	9	-	-
財務省	5	3	0	3	0
文部科学省	15	7	1	-	-
厚生労働省	52	47	4	5	1
農林水産省	38	25	0	27	1
経済産業省	41	34	0	3	0
国土交通省	38	32	4	11	5
環境省	6	6	0	-	-
人事院	4	2	2	-	-
合計	219	175	20	50	7

注) 共管調査は、一部調査を除き、共管の府省にそれぞれ1件として計上している。

2 データベース関連事務の民間委託の状況

統計データを収録しているデータベースの整備に関する事務の民間委託状況は、次のとおりであり、平成22年度末において、国の行政機関の統計関係部局の管理下であり、統計調査に基づく統計データを収録しているデータベースは9件あり、表3のとおり、そのすべてのデータベースにおいて、1と同様に何らかの事務について民間委託が行われている。

表3 データベース関連事務の種類別民間委託の状況（平成22年度中）

	データベース関連事務の種類					全データベース件数
	企画	開発	データ収集、入力	運用、管理等	提供	
当該事務が存在するデータベース件数	9	9	9	9	7	9
うち民間委託を実施しているもの(件数)	1	8	2	8	2	9

なお、府省別民間委託の状況は、表4のとおりである。

表4 府省別民間委託の状況（データベース関連事務）
（平成22年度中）

府省名	データベース件数	うち民間委託を実施しているもの(件数)
内閣府	-	-
総務省	2	2
法務省	1	1
財務省	1	1
文部科学省	1	1
厚生労働省	2	2
農林水産省	1	1
経済産業省	-	-
国土交通省	1	1
環境省	-	-
防衛省	-	-
人事院	-	-
合計	9	9

資料7 基幹統計調査の承認一覧

(平成22年度中)

実施府省	基幹統計調査の名称	調査分野	最終承認年月日
総務省	小売物価統計調査	家計・物価	H22.10.28
	社会生活基本調査	生活・環境	H23.2.1
財務省	民間給与実態統計調査	労働・賃金	H22.12.20
文部科学省	学校教員統計調査	教育・文化・科学	H22.6.23
	学校基本調査	教育・文化・科学	H22.12.21
	社会教育調査	教育・文化・科学	H23.1.28
	学校保健統計調査	教育・文化・科学	H23.3.16
厚生労働省	人口動態調査	人口	H22.8.20
	国民生活基礎調査	生活・環境	H22.12.24
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	鉱工業	H22.6.8
	特定サービス産業実態調査	商業・サービス業	H22.12.21
	商業統計調査	商業・サービス業	H22.12.21
	工業統計調査	鉱工業	H22.12.21
総務省・ 経済産業省	経済センサス-活動調査	企業・経営	H22.12.21

注) 本表は、改正後の統計法(平成19年法律第53号)に基づき、平成22年度中に総務大臣に申請された基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料8 統計委員会における諮問・答申実績

(平成22年度)

	諮問者	諮問日	答申日
経済産業省生産動態統計調査の変更	経済産業大臣	平成22年 3月24日	平成22年 5月21日
産業連関表の基幹統計としての指定について	総務大臣	平成22年 5月21日	平成22年 6月18日
小売物価統計調査の変更について	総務大臣	平成22年 8月20日	平成22年 10月22日
社会生活基本調査の変更について	総務大臣	平成22年 10月22日	平成23年 1月26日
経済構造統計の指定の変更、経済センサス - 活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について	総務大臣	平成22年 10月22日	平成22年 12月17日
生命表の基幹統計としての指定について	総務大臣	平成22年 11月19日	平成23年 1月26日
鉱工業指数の基幹統計としての指定について	総務大臣	平成22年 11月19日	平成22年 12月17日
医療施設調査の変更について	総務大臣	平成22年 12月17日	平成23年 4月22日
患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について	総務大臣	平成22年 12月17日	平成23年 4月22日
国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について	厚生労働大臣	平成22年 12月17日	平成23年 4月22日
「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の設定について	総務大臣	平成23年 1月26日	平成23年 2月24日

資料9 基幹統計調査の年度別承認件数

府省名	平成 22年度	平成 21年度	平成 20年度	平成 19年度	平成 18年度
内閣府	0	0	0	0	0
総務省	3*	4(2)	8	6(2)	6(2)
財務省	1	0	2	1	1
文部科学省	4	1	3	3	3(2)
厚生労働省	2	1	2	4	4(2)
農林水産省	0	2	2	3	4(2)
経済産業省	5*	4	4	4	5
国土交通省	0	4(2)	11(8)	2	4
合計	14	16(2)	32(4)	23(1)	27(4)

府省名	平成 17年度	平成 16年度	平成 15年度	平成 14年度	平成 13年度
内閣府	0	0	0	0	0
総務省	2	4(2)	4(2)	23(14)	7
財務省	1	1	2(2)	1	1
文部科学省	2	3(2)	7(5)	3	1
厚生労働省	4	5(2)	6(5)	9(4)	4
農林水産省	12(8)	1	9(4)	4(2)	5(2)
経済産業省	5(2)	7(2)	7	7	13(2)
国土交通省	3(2)	5(4)	5	13(9)	3
合計	29(6)	26(6)	40(10)	60(17)	34(2)

注1) () 内の数値は同年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの内数。

注2) 「*」は複数の府省が共同で行う調査（平成22年度は経済センサス-活動調査。）。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の申請及び承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注3) 平成13～20年度は旧統計法に基づく指定統計調査の承認件数。

注4) 平成12年度の指定統計調査の承認件数は84件（同一年度内に同一の調査で複数回承認を受けたものの件数：14件）となっている。

資料 10 一般統計調査の承認一覧

(平成 22 年度中)

実施府省	一般統計調査の名称	調査分野	最終承認 年月日
人事院	退職公務員生活状況調査	労働・賃金	H22. 6. 15
	民間企業の勤務条件制度等調査	労働・賃金	H22. 8. 24
	民間企業における役員報酬（給与）等調査	労働・賃金	H23. 3. 31
	職種別民間給与実態調査	労働・賃金	H23. 3. 31
内閣府	地方公共団体消費状況等調査	金融・財政	H22. 4. 13
	景気ウォッチャー調査	生活・環境	H22. 4. 16
	民間企業投資・除却調査	企業・経営	H22. 7. 16
	機械受注統計調査	鉱工業	H22. 8. 26
	企業行動に関するアンケート調査	企業・経営	H22. 10. 19
総務省	サービス産業動向調査	商業・サービス業	H22. 7. 29
	平成 22 年国勢調査事後調査	人口	H22. 10. 28
	通信利用動向調査	運輸・通信	H22. 11. 9
	家計消費状況調査	家計・物価	H23. 1. 6
	通信・放送産業動態調査	運輸・通信	H23. 2. 2
	国際比較プログラムに関する小売物価調査	家計・物価	H23. 3. 30
財務省	国家公務員共済組合年金受給者実態調査	福祉・衛生	H22. 10. 28
	法人企業統計調査附帯調査（「リース取引に関する会計基準」の適用について）	企業・経営	H23. 2. 28
	適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 4 条第 1 項に基づく適用実態調査）	その他	H23. 3. 8
文部科学省	地方教育費調査	教育・文化・科学	H22. 4. 22
	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	教育・文化・科学	H22. 5. 25
	学校給食栄養報告	教育・文化・科学	H22. 5. 31
	学校給食実施状況等調査	教育・文化・科学	H22. 7. 26
	民間企業の研究活動に関する調査	教育・文化・科学	H22. 12. 9
厚生労働省	社会医療診療行為別調査	福祉・衛生	H22. 4. 5
	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	生活・環境	H22. 6. 7
	賃金引上げ等の実態に関する調査	労働・賃金	H22. 6. 8
	就労条件総合調査	労働・賃金	H22. 6. 11
	中高年者縦断調査	労働・賃金	H22. 6. 18

	被保護者全国一斉調査	福祉・衛生	H22. 6. 25
	社会福祉施設等調査	福祉・衛生	H22. 6. 25
	介護サービス施設・事業所調査	福祉・衛生	H22. 6. 30
	看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	福祉・衛生	H22. 7. 2
	平成 22 年就業形態の多様化に関する総合実態調査	労働・賃金	H22. 7. 7
	医療扶助実態調査	福祉・衛生	H22. 7. 20
	21 世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)	生活・環境	H22. 7. 29
	乳幼児身体発育調査	福祉・衛生	H22. 7. 30
	健康保険・船員保険被保険者実態調査	福祉・衛生	H22. 8. 3
	労働安全衛生基本調査	労働・賃金	H22. 8. 4
	能力開発基本調査	労働・賃金	H22. 8. 6
	国民健康・栄養調査	福祉・衛生	H22. 8. 20
	医師・歯科医師・薬剤師調査	福祉・衛生	H22. 9. 29
	21 世紀出生児縦断調査	生活・環境	H22. 10. 19
	公的年金加入状況等調査	福祉・衛生	H22. 10. 22
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	福祉・衛生	H22. 11. 5
	年金制度基礎調査	福祉・衛生	H22. 11. 5
	雇用均等基本調査	労働・賃金	H22. 11. 9
	歯科補綴関連技術等に関する歯科診療報酬の適正な評価のための調査	福祉・衛生	H22. 12. 24
	住宅手当緊急特別措置事業全国調査	生活・環境	H23. 2. 4
	地域児童福祉事業等調査	福祉・衛生	H23. 2. 4
	労働災害動向調査	労働・賃金	H23. 2. 23
	所得再分配調査	福祉・衛生	H23. 2. 23
	労使関係総合調査	労働・賃金	H23. 3. 9
	社会保障・人口問題基本調査	人口	H23. 3. 24
	介護事業実態調査	福祉・衛生	H23. 3. 25
農林水産省	なたね、そば等生産費調査	農林水産	H22. 5. 24
	農道整備状況調査	農林水産	H22. 6. 25
	生鮮食料品価格・販売動向調査	商業・サービス業	H22. 7. 30
	農林漁業体験学習の取組(教育ファーム)実態調査	農林水産	H22. 9. 6
	農業構造動態調査	農林水産	H22. 10. 6
	漁業経営調査	農林水産	H22. 10. 29

	食品流通段階別価格形成調査	商業・サービス業	H22. 11. 9
	花き産業振興総合調査	農林水産	H22. 11. 16
	集落営農実態調査	農林水産	H22. 11. 24
	新規就農者調査	農林水産	H22. 11. 29
	農産物地産地消等実態調査	農林水産	H22. 11. 29
	食品製造業における HACCP 手法の導入状況実態調査	鉱工業	H22. 12. 21
	特用林産物生産統計調査	農林水産	H22. 12. 24
	食品ロス統計調査（食品循環資源の再生利用等実態調査）	生活・環境	H23. 1. 28
経済産業省	中国地域専門量販店販売統計調査	商業・サービス業	H22. 4. 1
	繊維流通統計調査	鉱工業	H22. 4. 9
	電力の送受電に関する実績調査	エネルギー	H22. 4. 13
	海外事業活動基本調査	企業・経営	H22. 4. 28
	機能性化学品動向調査	鉱工業	H22. 5. 24
	知的財産活動調査	その他	H22. 6. 7
	外資系企業動向調査	企業・経営	H22. 6. 9
	経済産業省企業金融調査	金融・財政	H22. 10. 25
	経営環境実態調査	金融・財政	H22. 11. 16
	砕石等動態統計調査	鉱工業	H23. 3. 14
	海外現地法人四半期調査	企業・経営	H23. 3. 25
国土交通省	水害統計調査	生活・環境	H22. 4. 5
	自動車燃料消費量調査	エネルギー	H22. 4. 5
	建設関連業等の動態調査	建設・土地	H22. 4. 27
	訪日外国人消費動向調査	商業・サービス業	H22. 5. 25
	宿泊旅行統計調査	商業・サービス業	H22. 6. 10
	建築物実態調査	建設・土地	H22. 6. 18
	旅行・観光消費動向調査	商業・サービス業	H22. 7. 2
	建設資材・労働力需要実態調査	建設・土地	H22. 8. 6
	北海道法人企業投資状況調査	企業・経営	H22. 8. 9
	全国都市交通特性調査	運輸・通信	H22. 9. 2
	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査	運輸・通信	H22. 9. 2
	大都市交通センサス	運輸・通信	H22. 9. 3
	全国貨物純流動調査	運輸・通信	H22. 9. 3
	パーソントリップ調査	運輸・通信	H22. 9. 14

	観光産業構造基本調査（仮称）試験調査	商業・サービス業	H22. 11. 10
	幹線旅客流動実態調査	運輸・通信	H22. 11. 12
	航空輸送統計調査	運輸・通信	H23. 3. 8
	建設業活動実態調査	建設・土地	H23. 3. 9
	主要建設資材需給・価格動向調査	建設・土地	H23. 3. 29
環境省	産業廃棄物排出・処理状況調査	生活・環境	H22. 7. 8
	環境にやさしい企業行動調査	生活・環境	H22. 8. 12
	環境投資等実態調査	生活・環境	H22. 10. 5
	環境経済観測調査	生活・環境	H22. 11. 24
	水質汚濁物質排出量総合調査	生活・環境	H23. 3. 31
農林水産省・ 経済産業省	容器包装利用・製造等実態調査	鉱工業	H22. 5. 11
経済産業省・ 国土交通省	建設機械動向調査	建設・国土	H23. 2. 2

注1) 本表は、改正後の統計法（平成19年法律第53号）に基づき、平成22年度中に総務大臣に申請された一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

注2) 周期的に行われる調査については、調査名に「平成〇年」を付して申請されている場合についても、「平成〇年」を除いた名称で掲載している。

注3) 複数の変更がなされているものについては、最終承認年月日で集約して掲載している。

資料 11 一般統計調査の年度別承認件数

(平成 18～22 年度)

府省名	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度		平成 19 年度		平成 18 年度	
			承認	届出	承認	届出	承認	届出
内閣府	5	4(1)	10(1)	1	7(1)	1	8(1)	0
総務省	6	10(2)	9(1)	0	25	1	18(1)	3
法務省	0	0	0	0	2	0	1	0
財務省	3	3(1)	4(1)	0	4(1)	0	7(2)	0
文部科学省	5	9(1)	8(1)	4	7(1)	0	6(1)	8
厚生労働省	31	44(1)	43(1)	16	42(1)	8	42(2)	14
農林水産省	15(1)	26	21(1)	4	29(1)	4	40(2)	6
経済産業省	12(2)	18(2)	32(4)	0	24(2)	0	19(4)	0
国土交通省	20(1)	17	29(1)	5	28	0	29(2)	2
環境省	5	6	5(1)	1	2(1)	3	4(2)	0
防衛省	0	0	1	0	1	0	0	0
人事院	4	3	0	6	0	7	0	6
合計	105(2)	136(4)	156(6)	37	167(4)	24	163(6)	39

注 1) 平成 18～20 年度は、旧統計報告調整法に基づく統計報告の徴集の承認件数及び旧統計法に基づく届出統計調査の受理件数。

注 2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(参考) 統計報告の徴集の承認件数及び届出統計調査の受理件数 (年別)

(平成 13～17 年)

	平成 17 年		平成 16 年		平成 15 年		平成 14 年		平成 13 年	
	承認	届出								
合計	160	42	132	20	145	38	154	33	164	21

資料 12 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 22 年度中)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新設	変更				新設	変更		
北海道	0	1	1	0	滋賀県	3	1	12	0
青森県	0	1	5	0	京都府	0	2	3	0
岩手県	0	2	-	-	大阪府	10	2	17	0
宮城県	2	2	-	-	兵庫県	4	0	4	0
秋田県	0	0	3	0	奈良県	4	0	4	0
山形県	0	0	14	0	和歌山県	0	1	1	0
福島県	2	0	-	-	鳥取県	5	4	12	0
茨城県	2	1	6	0	島根県	0	1	3	0
栃木県	5	1	11	0	岡山県	0	0	3	0
群馬県	0	1	3	1	広島県	2	2	7	1
埼玉県	5	1	12	0	山口県	2	2	6	0
千葉県	10	1	22	1	徳島県	1	1	5	0
東京都	8	6	27	0	香川県	1	0	5	0
神奈川県	0	4	10	0	愛媛県	8	0	9	0
新潟県	1	5	22	2	高知県	2	0	6	0
富山県	0	0	1	0	福岡県	2	2	10	0
石川県	1	0	6	0	佐賀県	3	1	6	0
福井県	3	0	8	1	長崎県	0	0	0	0
山梨県	0	0	4	0	熊本県	1	1	2	0
長野県	4	0	4	0	大分県	0	1	6	0
岐阜県	5	1	12	1	宮崎県	3	0	6	0
静岡県	3	0	7	0	鹿児島県	1	0	12	0
愛知県	25	3	28	2	沖縄県	5	0	11	0
三重県	2	1	7	0	合計	135	52	363	9

注 1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

注 2) 調査実施件数と調査中止件数の合計は、東日本大震災により施行状況の報告が困難と判断した岩手県、宮城県、福島県を除いた合計となっている。

資料 13 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成 22 年度中)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新設	変更				新設	変更		
札幌市	0	1	0	0	京都市	0	0	0	2
仙台市	0	0	-	-	大阪市	7	3	7	0
新潟市	1	1	1	0	堺市	2	0	1	0
さいたま市	0	0	0	0	神戸市	2	4	10	0
千葉市	0	0	0	0	岡山市	1	0	1	0
横浜市	1	0	1	0	広島市	3	0	5	0
川崎市	3	1	4	0	福岡市	3	0	3	0
静岡市	3	1	4	0	北九州市	6	2	11	0
浜松市	1	0	1	0	相模原市	1	0	1	0
名古屋市	1	0	2	0	合計	35	13	52	2

注 1) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

注 2) 調査実施件数と調査中止件数の合計は、東日本大震災により施行状況の報告が困難と判断した仙台市を除いた合計となっている。

資料 14 平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について

総政企第 82 号の 1

平成23 年3 月15日

各府省統計主管課長等会議担当課長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官

平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成 23 年政令第 19 号）により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第 2 条第 1 項の特定非常災害として指定され、平成 23 年 3 月 11 日を特定非常災害発生日とすること、特定非常災害特別措置法第 4 条に規定する「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」が適用されること、及び当該免責に係る期限は平成 23 年 6 月 30 日とすることが定められました。
この結果、平成23 年3 月11 日以降に報告期限が到来する基幹統計調査の報告義務であって、本件特定非常災害によりその期限までに履行されなかったものについては、特定非常災害特別措置法第 4 条の定める措置により、平成23 年6 月30 日までに報告を行うことによって当初報告期限内に報告が履行されなかったことの責任は問われないこととなりますので、ご連絡いたします。
- 2 今後、被害の程度が甚大な地域において、調査対象地域からの被災地域の除外や統計調査の延期を行うなど、本特定非常災害への対応のために統計調査の承認事項を変更する状況になることが想定されます。
このような場合、総務省では、統計法に基づく承認手続きに関して弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。
- 3 また、震災に対応するため緊急に統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合も、総務省として弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。

総政企第 82 号の 2
平成 23 年 3 月 15 日

都道府県統計主管部課長
指定都市統計主管部課長 殿

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統 計 企 画 管 理 官

平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）

- 1 平成 23 年 3 月 11 日午後に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震（以下「本特定非常災害」という。）は、東北、関東を中心に甚大な被害をもたらしました。被災された地方公共団体の皆様に心よりお見舞い申し上げます。
今後、本特定非常災害により、被災地域における国の統計調査の実施に関し様々な対応が必要になることが想定されます。総務省では、国の行政機関（以下「調査実施者」という。）に対し、別紙のとおり通知を行っておりますので、都道府県及び指定都市におかれましては、調査実施者と連携して対応いただきますようお願い申し上げます。
- 2 都道府県、指定都市が独自に実施している統計調査につきましても、本特定非常災害への対応のため統計調査の届出事項を一時的に変更せざるをえない状況になることが想定されます。このような一時的な変更の対応を行う場合、総務省では、統計法に基づく届出手続きに関して弾力的な対応を行うことといたしますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。
- 3 また、都道府県、指定都市において、緊急に独自の統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合の届出手続きについても、総務省として、弾力的な対応を行うことを考えておりますので、担当する統計審査官にご連絡いただけますようお願いいたします。

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令案の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の平成23年東北地方太平洋沖地震においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であり、政府としても、緊急災害対策本部を設置し（これまで設置事例なし）対応に当たっているところ。
- このように大規模な非常災害である「平成23年東北地方太平洋沖地震」について特定非常災害とするとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令案の概要

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定する。
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長
 - ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責
 - ③ 法人の破産手続開始の決定の特例

3 今後の予定

- 平成23年3月13日 閣議

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
(平成八年六月十四日法律第八十五号)

最終改正：平成二〇年五月二三日法律第四〇号

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項 若しくは第五十八条第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項 において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第十二条第一項 若しくは第十三条第一項 の命令若しくは内閣府設置法第七条第五項 若しくは第五十八条第六項 若しくは宮内庁法第八条第五項 若しくは国家行政組織法第十四条第一項 の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項 及び第二項 に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項 に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項 若しくは第二項 又は国家行政組織法第三条第二項 に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であ

ってその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であってその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

- 一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行ったものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
 - 二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
- 2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
 - 3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であって、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。
 - 4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

- 2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(民事調停法 による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法 による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建築基準法 による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第七条 建築基準法第二条第三十五号 の特定行政庁は、同法第八十五条第一項 の非常災害又は同条第二項 の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に足りるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項 に規定する期間を超えて当該被災

者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

附則（略）

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（一九）

本号で公布された 法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一九号）
（内閣府本府）

- 1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。
- 2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
 - (一) 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置
 - (二) 期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置
 - (三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置
- 3 この政令は、公布の日から施行することとした。

政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第五条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

（法第五条第一項の政令で定める日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成21年3月9日
統計委員会決定

- 1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

①～⑥（略）

⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期

⑧、⑨（略）

(2)（略）

- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

各府省統計主管課長等会議幹事会 構成員各位

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官付総括担当

平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応 に係る統計調査の審査手続について

標記については、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応について（通知）」（平成 23 年 3 月 15 日付け総政企第 82 号の 1）により通知したところですが、当該通知の「2」に記載している「弾力的な運用」については、下記のとおり対応することとしておりますので、お知らせします。

記

I 基幹統計調査

- 1 既に承認されている統計法第 9 条第 2 項各号の事項を記載した調査計画について、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害（以下「本災害」という。）に伴う変更が生じた場合には、メール又はファックスにより、その内容を担当する統計審査官室までお知らせください。（具体的な変更内容が決まっていない場合には、まず、変更がある旨の連絡をいただき、その後、随時御連絡をいただければ結構です。）
- 2 公文書による変更申請は、状況が落ち着いた後、速やかに行ってください。
- 3 公文書による申請に当たって、調査票、調査票の新旧対照表、必要性に関する書類及び利用実態に関する書類の添付は不要とします。したがって、提出いただくものは次に掲げるものになります。
 - 1) 申請書（かがみ）及び申請事項記載書（変更箇所のみ記載した新旧対照形式のもの）【別記様式】
 - 2) 変更内容を反映した調査計画なお、調査票を変更した場合は、実際に使用した調査票について後日提出願います。
- 4 同一省で複数の調査について変更が生じる場合には、申請書（かがみ）を一つにし、調査ごとに別添とする形で一括して申請をしても構いません。
- 5 本災害による変更が、『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて」（平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定）に掲げられた「災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期」に該当する場合はもとより、これに該当しない案件であっても、本災害に起因する変更である限りにおいては、統計法第 9 条第 4 項で定める軽微案件として取り扱うことについて統計委員会の了解を得ています。（統計法第 9 条第 4 項で定める軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとされています。）

Ⅱ 一般統計調査

- 1 一般統計調査については、統計法第21条第1項ただし書に基づく統計法施行規則第7条の規定により、
 - ・「災害の発生に伴う調査対象の範囲の変更」(第2号)
 - ・「災害が発生した地域に係る報告を求める期間の変更」(第4号)

について、「軽微な変更」として、総務大臣の承認手続きが不要とされていることから、これに該当する案件については、申請の手続は不要です。

また、これらに該当しない場合であっても、本災害に起因する変更である限りにおいては、「前各号に掲げる変更のほか、法第二十号各号に掲げる要件に適合しているかどうかについて改めて審査を行う必要がないもの」(第6号)に該当するものとして、申請の手続を不要とします。

なお、軽微な事案に該当するかどうか不明な点は担当する統計審査官にご相談ください。

- 2 本災害により統計調査を中止(今後全く行わない)する場合は、以下のとおりとします。

- 1) 中止する「一般統計調査の名称」及び「中止の時期」について、メールやファックスで構いませんので担当する統計審査官室にご連絡ください。

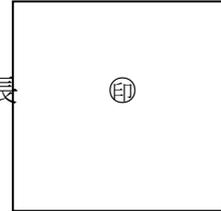
- 2) 公文書による中止の通知は、状況が落ち着いた後、速やかに行ってください。

【別記】

(文書番号)
○年○月○日

総務大臣 殿

行政機関の長



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に対応するため、○月○日に総務省に伝達した内容で、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

○○○○調査

~~~~~  
別紙

申請事項記載書

1 調査の名称

2 変更の内容

| 変更案 | 変更前 | 変更理由 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |

平成 23 年 4 月 8 日

## 東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話

東日本大震災が3月11日に発生してから1か月近くが経過したところです。被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々に哀悼の意を表させていただきます。

我々は、国の統計行政にたずさわる統計の専門家として、今後とも被災地を含む我が国のおかれた状況をでき得る限りの確に把握し適切な政策を実施できるように、国民の皆様には統計データとして継続的に提供していくことが責務であると考えております。

国が毎月実施している統計調査については、今月(4月)以降、大震災後の調査結果を含む3月分以降の集計・公表が所管府省から行われる予定です。どのような形で公表することが、国民の皆様にとってより分かりやすく、利用しやすいものとなるのかについては、実態に照らし合わせて、関係府省間で検討を進めているところでありますが、被災地によっては、調査を実施することが極めて困難になっている地域があるとの報告も受けており、そのような現実も踏まえた対応をする必要があると思います。

このため、各府省が行う3月分以降の統計調査結果の公表に資するよう、大震災後の集計・公表を行う上で必要と思われる事項を以下に掲げる形で明らかにさせていただきました。これらの事項に沿って、各府省の実施する統計調査結果の集計・公表が、国民の皆様に分かりやすい形で適切に行われることを期待しております。

なお、統計調査結果は今後の復興のために重要な基礎資料ともなるものですので、国民の皆様におかれても、統計調査へのご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

### 1. 情報開示

東日本大震災により、調査対象、調査方法、調査時期、集計事項及び集計方法等に特別の取扱いを行っている場合は、その内容を結果の公表に併せて明示すること。

また、公表期日を変更する場合は、事前にその旨を公表すること。

### 2. 被災地データの取扱い等

上記事項の公表に当たっては、以下の事項について特に留意すること。

- 被災地を調査対象地域から除外したり、調査票の回収ができなかった地域がある場合、当該地域のデータの集計上の取扱い(全国値に復元する方法等を含む。)の可能な限りの具体的な明示
- 上記集計上の取扱いが集計値に及ぼす影響の定量的な目安等の可能な範囲での明示
- 暫定的な集計結果を公表する場合は、暫定的な集計結果である旨及び今後の確報値等の公表スケジュール等の明示

### 3. 記録の保存

東日本大震災への対応状況は可能な限り記録し保存すること。

東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について

平成 23 年 4 月 15 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1. 政府全体としての情報共有

東日本大震災（以下「本震災」という。）により、多くの統計調査が多大な影響を受けている。しかしながら統計調査は、調査対象、調査方法、調査事項、調査周期等がそれぞれの調査に応じて千差万別であり、例えば、調査が実施できなくなった地域の推計方法を一律・包括的に定めることは不適當である。

一方で、政府全体としては、本震災に係る個々の統計の影響を最小限とするために、それぞれの統計調査における対応状況の情報交換を密にして、類似する統計調査の先事例を参考として対応していくことが望ましいと考えられる。したがって、各府省は、統計調査における本震災への対応について相互の情報交換を心がけるとともに、総務省は、これらの情報交換を円滑に行えるようにする環境整備や自らの対応についての発信を行うことが必要と考えている。

なお、稼働状態にある各種統計調査の当面の対応については、被災地の住民感情や調査組織における業務体制を踏まえ、無理のない範囲で統計調査を実施し、状況を踏まえて通常の業務を回復させることが一般的な対応であると考ええる。

2. 本震災を踏まえた特別の対応に関する情報の明示

- (1) 統計調査は、国内外に大きな影響を与え、国際的に注目を集めるものもいくつか存在している。また、統計調査は、本震災後の日本の姿を把握する手段であり、これまで未経験の広大な地域に対する復興政策立案などの局面において、データに基づく適正な判断が一層求められることが想定されることから、その重要性は一層高まるものと考えられる。

一方で、本震災により統計調査が通常とは異なる特別の対応を取らざるを得ないことも事実であり、したがって、特別の対応が取られている統計を正しく理解し、適正に利用してもらうためには、調査結果の公表の際に、特別の対応の具体的内容の情報を提供することが必要であると考える。

- (2) また、統計調査の一時的な中止等による公表の中止や特別処理の検討のための公表期日の延期などを行う場合は、統計の公表を待ち受けている利用者があることを想定すれば、本来の公表期日以前に変更を行う措置等について可能な限り早期に周知することが求められる。しかしながら、行政機関は、可能な限り本来の公表期日を守るための努力をギリギリまで行うことも勘案し、公表期日の変更を行う措置についての情報は、可能な限り本来設定していた公表期日の 1 週間前までに周知することが適当であると考える。

さらに、公表期日を変更した場合、又は変更しない場合の双方において、調査や集計において非常時の対応の影響があるとの前提で公表を行う必要があることから、可能な限り確実に統計を公表する公表期日の 1 週間前までに、①確実に公表を行う公表期日（延期等により公表期日を明示していない場合）、②本震災に伴う特別の対応の有無、などの情報を各府省ホームページに掲載するとともに、「東日本大震災の影響による〇〇省〇〇調査結果の公表・集計の取扱いについて」等として e-Stat の「各府省からのお知らせ」に掲載することが適当であると考える。

### 3. 周知事項（調査結果と併せて公表する事項）

本震災における特別の対応の具体的内容として以下の事項について周知することが想定される。

- ア) 調査対象から被災地域を除外する等の特別措置（調査対象の範囲の変更）
- イ) 調査対象数等の特別措置（報告を求める者の変更）
- ウ) 調査期日又は調査期間の特別措置（報告を求める基準となる期日又は期間の変更）
- エ) 調査方法の特別措置（報告を求めるために用いる方法の変更）
- オ) 集計事項及び集計方法の特別措置

（一部集計表の未作成、除外した地域を推計して全国結果を算出等）

※ 集計方法の変更は、例えば、被災地域を調査対象から除外したことや被災地域における回収率の著しい低下等により、①被災地以外の全国の平均や伸び率等の結果を使用して、これを災害地域の平均や伸び率等の推計値とし、それを元に全国の推計を行う、②被災地域を除く全国の結果とするなど、集計における特別措置の概要を公表することを想定している。

- カ) 公表した結果の位置付けの特別措置

※ 本来は確報値のみの公表を行うところ、一部統計表について速報値を公表し、後に確報値を公表することに変更する場合などは、その内容を公表することを想定している。

### 4. 記録の保存

各府省における本震災への対応状況は可能な限り記録し保存することが必要であると考える。

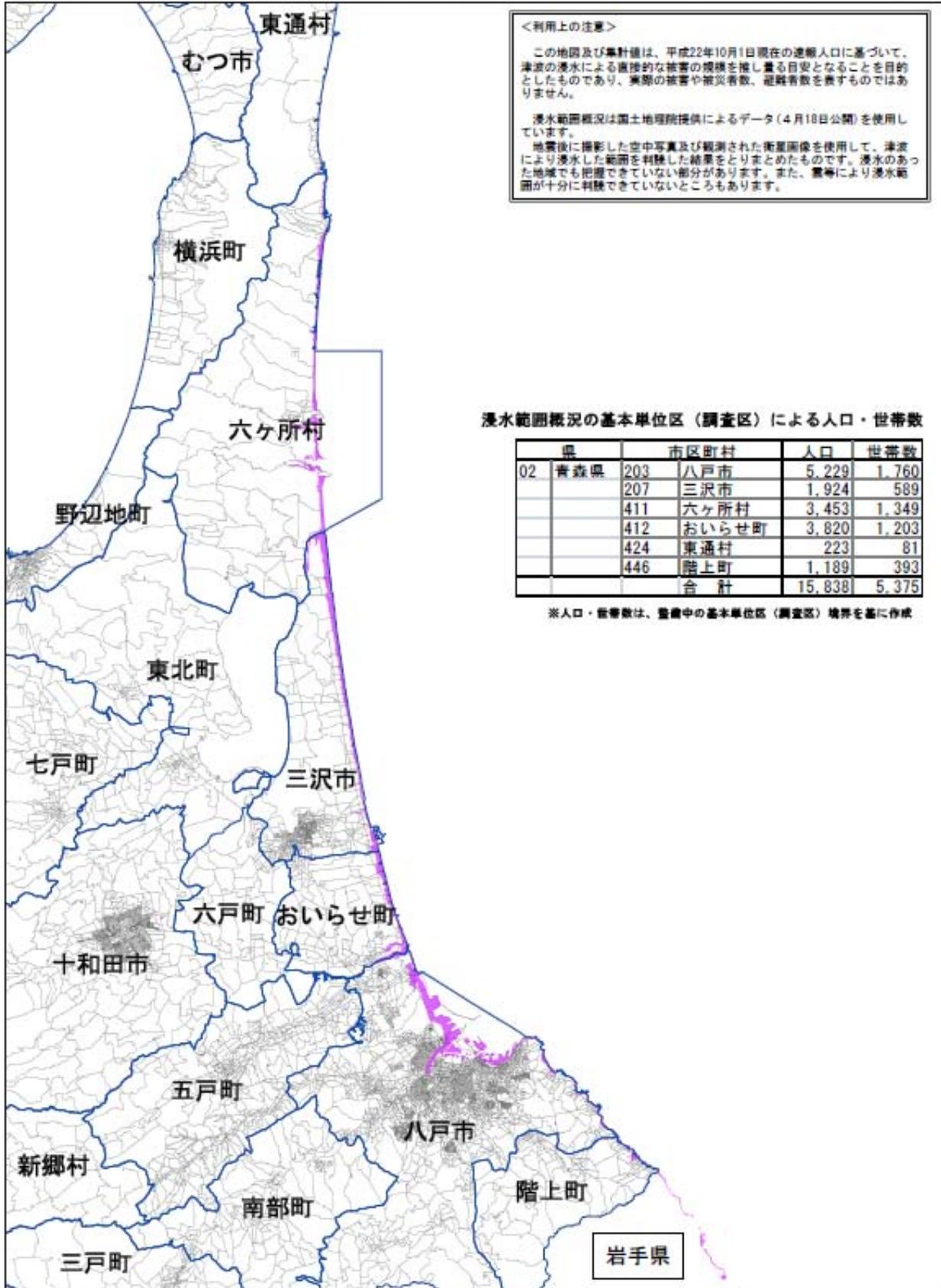
### 5. その他の留意事項

上記の他、可能な範囲で以下の情報を提供することが望ましい。

- (1) 全国の結果から一部地域を除外した場合、一定の過去の期間について同様の地域を除外した結果（遡及情報の提供）
- (2) 一部地域の結果を何らかの情報で推計を行った場合、当該推計を行った時に想定される影響（例えば、災害発生前の情報で当てはめた場合の結果の差異等）
- (3) 回収率が著しく低下した地域がある場合、当該地域の回収率の変化

資料 18 東日本大震災の被災に係る地図情報の提供

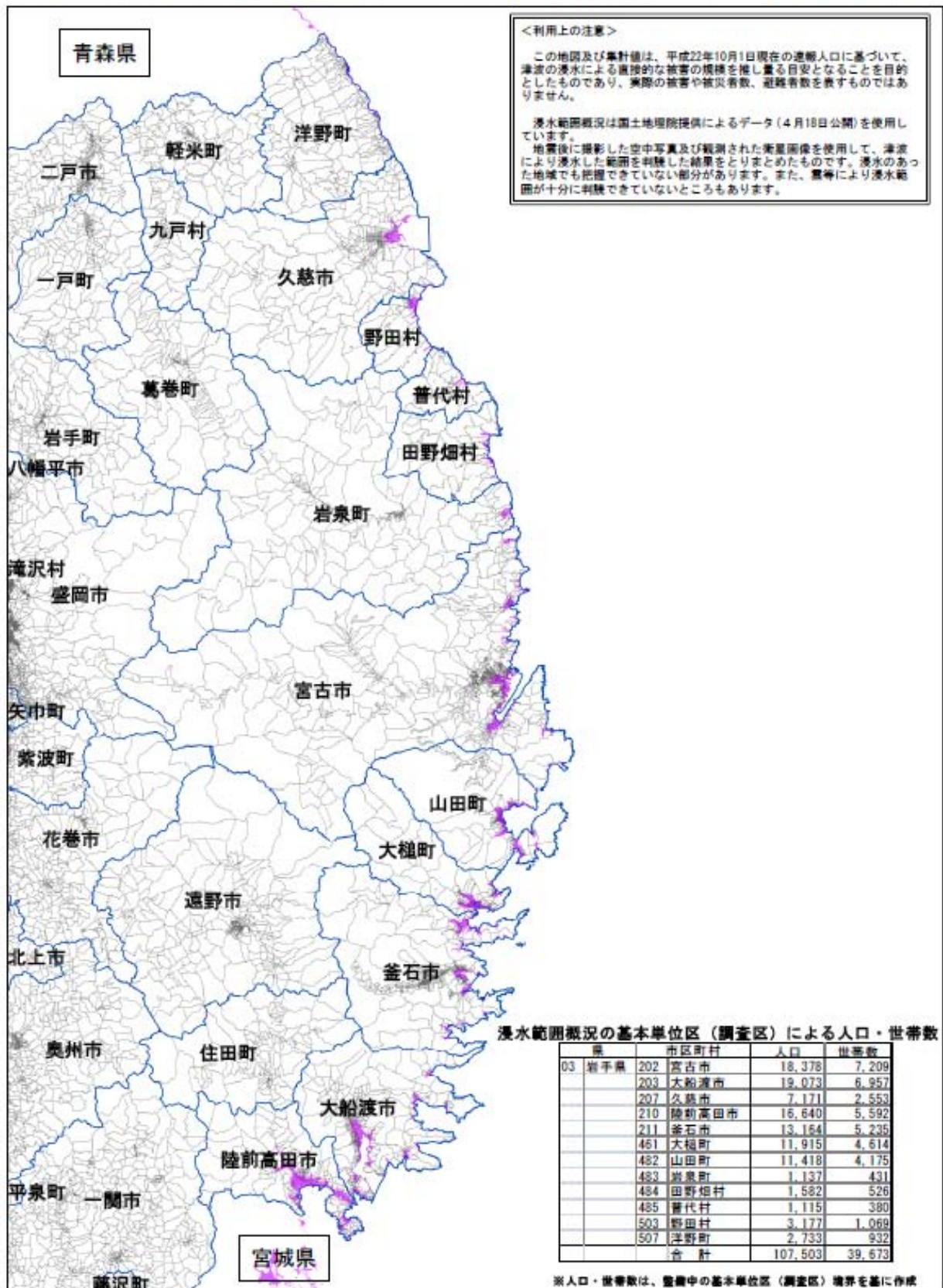
青森県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査(速報集計)

総務省統計局 統計調査部地理情報室

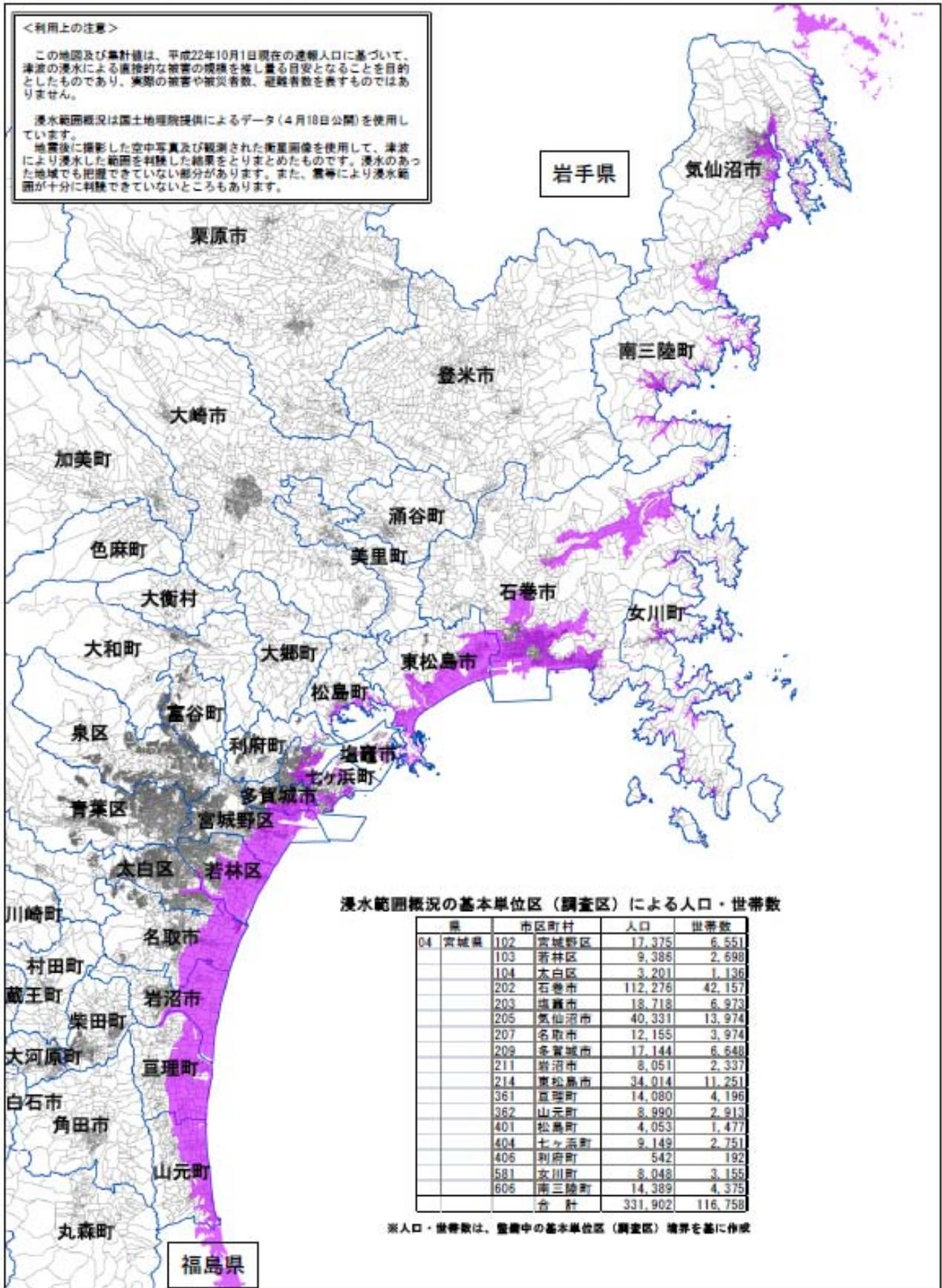
# 岩手県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査(速報集計)

総務省統計局 統計調査部地理情報室

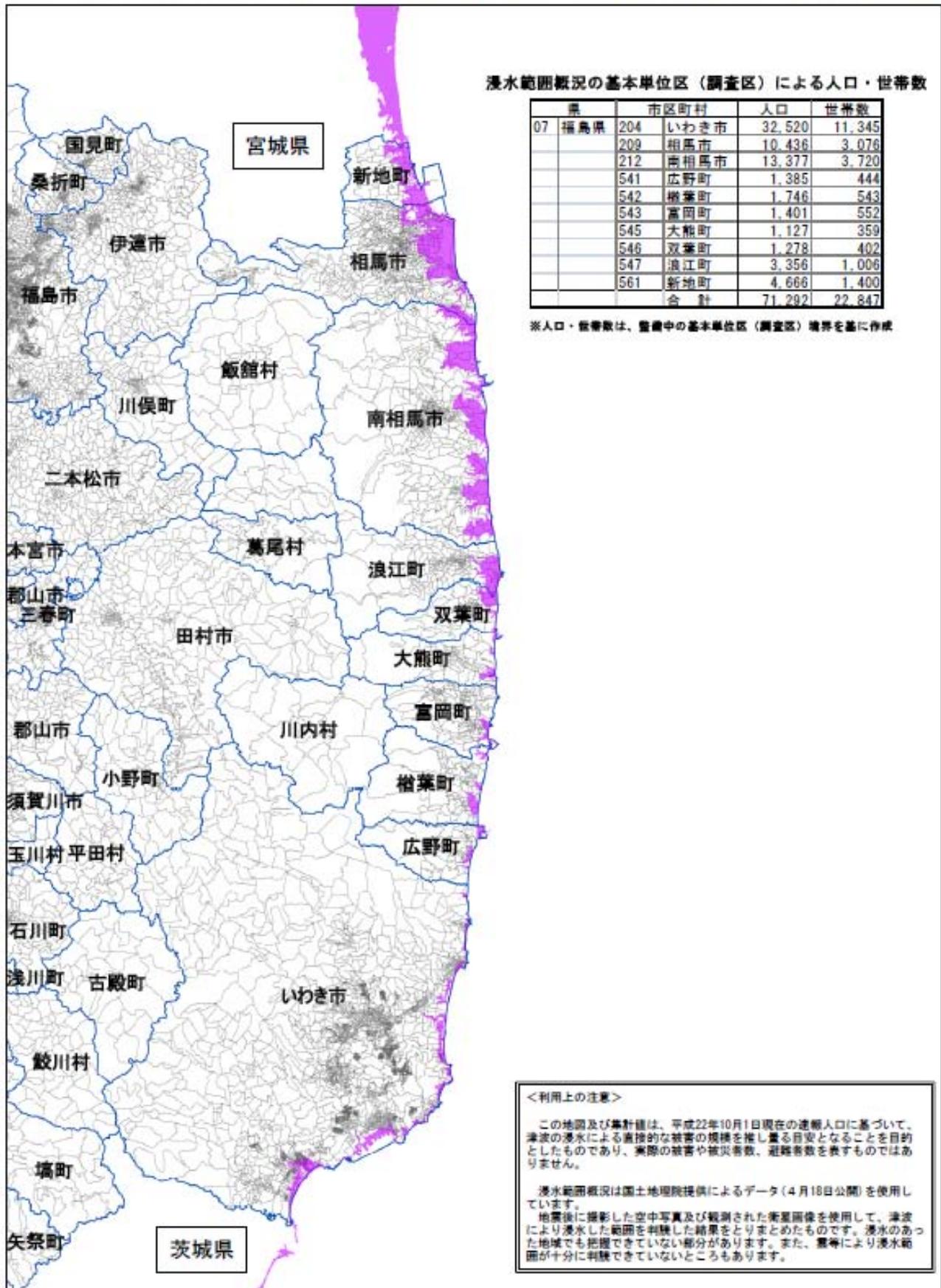
# 宮城県内の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査(速報集計)

総務省統計局 統計調査部地理情報室

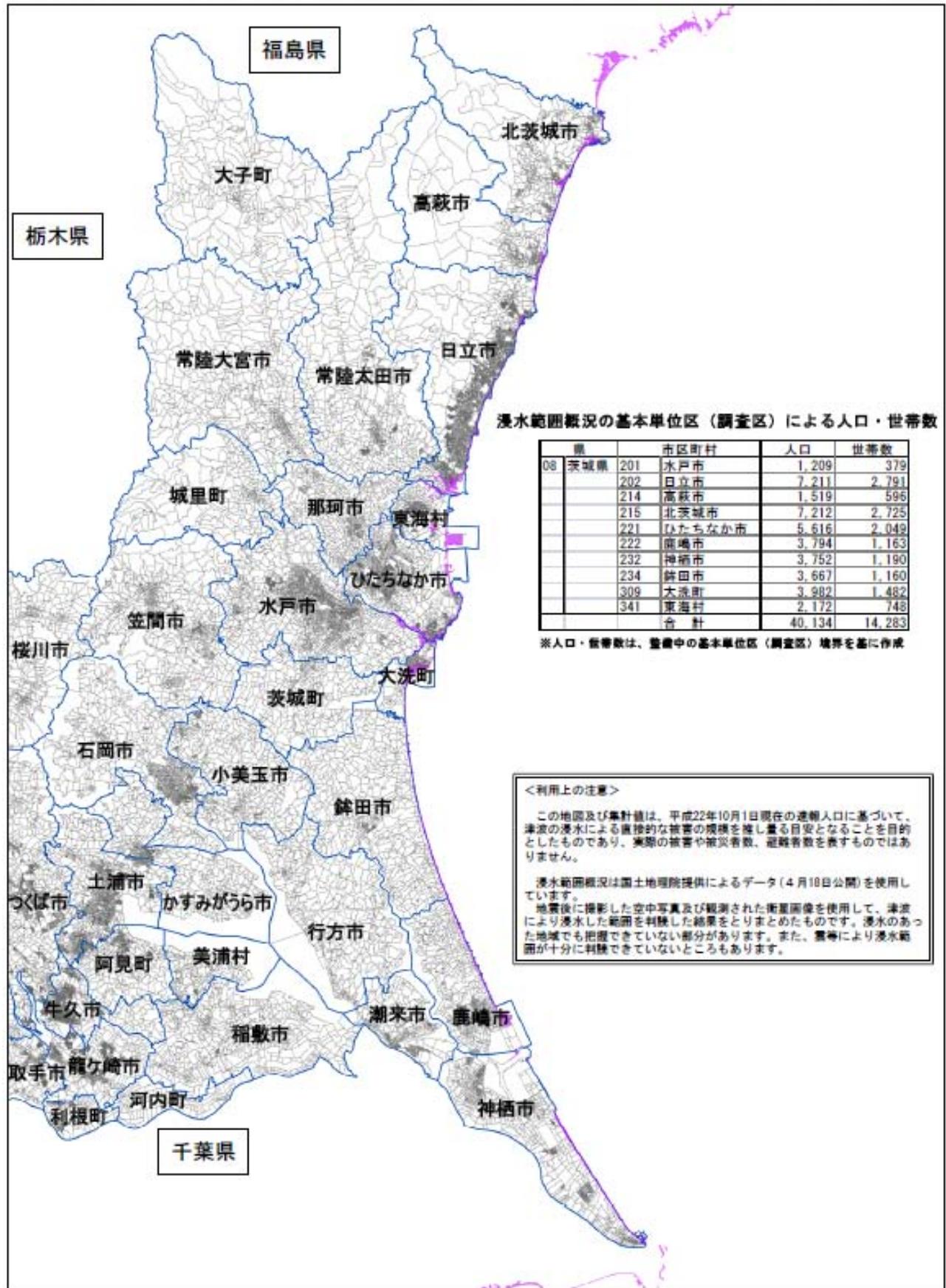
# 福島県の浸水範囲概況にかかる基本単位区（調査区）による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査（速報集計）

総務省統計局 統計調査部地理情報室

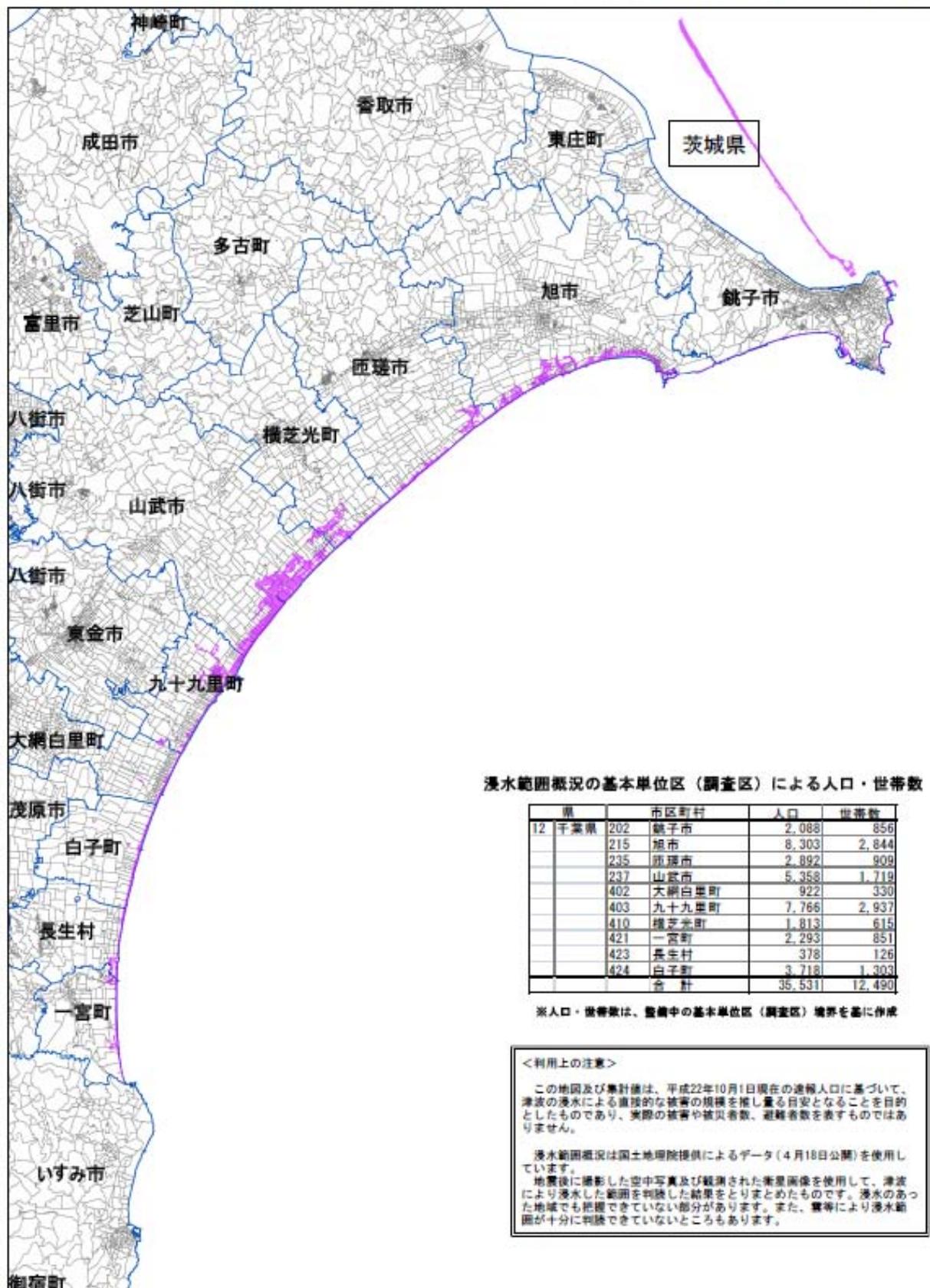
# 茨城県の浸水範囲概況にかかる基本単位区（調査区）による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査（速報集計）

総務省統計局 統計調査部地理情報室

# 千葉県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査(速報集計)

総務省統計局 統計調査部地理情報室

資料19 各府省等（統計関係）における東日本大震災の対応状況

【本資料は、総務省政策統括官（統計基準担当）において、東日本大震災以降に調査の実施・公表が見込まれる基幹統計調査及び主な一般統計調査を中心に各府省等の情報を取りまとめたもの】

平成23年6月10日現在

| 府省等名         | 統計名等        | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人事院          | 職種別民間給与実態調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢調査の開始期日（5月1日から）を、当面延期する旨決定し、公表（3/30）。</li> <li>➢3県（岩手県、宮城県及び福島県）に所在している事業所を除外して、6/24から8/10の期間で実施する旨決定し、公表（5/20）。</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 内閣府          | 景気ウォッチャー調査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢東北地方の回答率は小幅な低下にとどまっていることから、通常通り公表。公表に当たっては、東北を除く全国の値を参考値として併記（4/8）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                  |
|              | 消費動向調査      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢4県（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）内の7調査区で3月調査を、また、2県（岩手県及び宮城県）内の3調査区で4月調査を中止。調査中止による影響の試算・分析結果を公表（4/19、5/16）。</li> </ul>                                                                                                                                                                      |
|              | 四半期別GDP速報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢震災の影響による推計方法の変更について、事前公表（1次QE 4/27、4/28 2次QE 6/1）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |
| 総務省<br>(統計局) | 国勢調査(※)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3県（岩手県、宮城県及び福島県）について、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を行い、統計局HPに掲載する（5月31日～）とともに、当該地方公共団体に提供。</li> </ul>                                                                                                                                                                 |
|              | 労働力調査(※)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢岩手県、宮城県では、5月分から可能な範囲で調査を再開。福島県での調査は実施できていない。</li> <li>➢調査結果については、3県を除く全国集計結果のほか、同様の措置を講じた平成21年1月分までの遡及集計結果を公表。</li> </ul>                                                                                                                                                       |
|              | 家計調査(※)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の取集が困難な場合は集計から除外する方針を公表（4/21）。</li> <li>➢4月調査（二人以上の世帯）について、3県（岩手県、宮城県及び福島県）の6市町（全国168市町村の約3%）において、調査票の回収ができなかったため、東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完推計した全国結果を公表（5/31）。</li> </ul>                                                       |
|              | 小売物価統計調査(※) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢全国3月分調査（4/28公表）については、4県（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章。</li> <li>➢岩手県、福島県及び茨城県においては4月上旬調査から、また宮城県においては4月中旬調査から調査を再開。全国4月分調査については5/27に通常どおり公表。</li> <li>➢全国4月分調査公表（5/27）に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表（4/28、5/11）。</li> </ul> |

| 府省等名         | 統計名等            | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務省<br>(統計局) | 個人企業経済調査 (※)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）においては平成23 年 1～3 月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23 年 4～6 月期動向調査票の配布が困難な状況。このため、1～3 月期動向編においては、3 県を除く全国の結果として公表（5/26）。また、4～6 月期動向編及び22年構造編においても、同様の方法で公表予定。</li> <li>➤ 今後の調査の実施については、3 県において一部の市を除き 7～9 月期から再開とすることで調整中。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|              | 科学技術研究調査        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 調査票配布時に被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）の調査客体に、電話等により調査実施の可否について確認。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|              | 就業構造基本調査 (※)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成19年就業構造基本調査 新職業分類特別集計について、当初予定どおり公表（6/6）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|              | 経済センサスー基礎調査 (※) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 調査期日は21年 7 月のため、速報（3 月 1 日公表）及び確報（6 月 3 日公表）の結果には震災による被害の影響は含まれていない。</li> <li>➤ 6 月公表予定の以下についても震災による被害の影響は含まれていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町丁・大字別集計及び調査区別集計<br/>（6 月 15 日公表予定）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の 6 県<br/>（6 月 30 日公表予定）上記 6 県以外の都道府県</li> </ul> </li> <li>➤ 東日本太平洋岸地域等（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）に係る特別集計として、以下を総務省統計局ホームページに掲載。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村別産業（大分類・小分類）別事業所数及び従業者数については、速報に基づく集計結果を 5 月 11 日に掲載し、その後、確報に基づき 6 月 3 日に更新。</li> <li>・ 市区町村別産業（大分類）別事業所数及び従業者数ー浸水調査区のみについては、速報に基づく集計結果を 5 月 11 日に掲載した。調査区別集計に基づく更新については、同集計の公表後（6 月 15 日）に予定。</li> </ul> </li> </ul> |
|              | 家計消費状況調査        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 3 月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施する方針を公表（5/2）。</li> <li>➤ 4 月調査（二人以上の世帯）について、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表（6/3）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|              | サービス産業動向調査      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 5 月分調査実施（福島第一原発警戒・計画的避難区域については調査を停止）。</li> <li>➤ 3 月分結果（速報）については、岩手、宮城、福島、茨城を除いて集計し、また、これら 4 県を除く前年比（3 月分）を作成し、公表（5/31）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

| 府省等名  | 統計名等              | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法務省   | 登記統計等<br>(全て業務統計) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 震災の影響を受ける可能性のある業務統計については、法務省ホームページにその旨の周知文を掲載 (5/20)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 財務省   | 法人企業統計            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 四半期別調査 (平成23年1月～3月期分) は、3県 (岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで見合わせることにし、これらについては全国平均値を基に補完したうえで集計した計数を速報値として6月2日に公表した。その後、6月末までに提出された調査票を追加の上、再集計し、7月29日に確報値として公表することとした。</li> <li>▶ 年次別調査は、金融庁が震災による場合の有価証券報告書の提出期限を延長する方向で検討していることを受け、震災による場合の下期調査の調査票提出期限を9月末に延期することとし、関係省令を整備中。このため、公表時期を10月31日とした。</li> <li>▶ 以上について、5月26日にe-Stat及び財務省ホームページに公表した。</li> </ul> |
| 文部科学省 | 学校基本調査、学校保健統計 (※) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3県 (岩手県、宮城県及び福島県) においては、6月25日提出期限の調査 (学校基本統計速報) 及び8月10日提出期限の調査 (学校保健統計) に係る作業を中断する旨を、3県に連絡済み (4/13)。</li> <li>▶ 今後の調査の実施方法については、被災地の実状・相談結果を踏まえ、7月頃に判断する予定。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                              |
| 厚生労働省 | 毎月勤労統計調査 (※)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3県 (岩手県、宮城県及び福島県) においては、知事の判断により3～4月分 (宮城県は3～5月分) について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。</li> <li>▶ 上記対応状況や集計結果への影響等について公表 (4/25、5/2等)。</li> <li>▶ 特別集計 (被災3県における労働者の増減状況別事業所割合 (5/2、5/18等)、東日本と北海道・中部・西日本の2区分における地域別集計 (5/31)) を公表。</li> </ul>                                                                                                                                         |
|       | 国民生活基礎調査 (※)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3県 (岩手県、宮城県及び福島県) については、調査を実施しない旨を決定し、3県に連絡済み。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|       | 人口動態統計 (※)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 速報と月報 (概数) では、各月の速報集計までに収集できなかった調査票の枚数は含まない。収集できなかった調査票については、収集できた時点の月分の速報数値に含めて公表する。なお、来年9月に公表を予定している平成23年人口動態統計年報 (確定数) にて、発生月別の集計を行う予定。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |
|       | 医療施設動態調査 (※)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 集計については従来の方法で行い、集計結果については3月末以降の概数について、実際の数値と異なる可能性がある旨集計・公表の取り扱いについて公表 (6/6)。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|       | 薬事工業生産動態統計調査 (※)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分以降の速報等は、被災により調査票の提出が困難としている対象事業所が極めて少数であるため、従来の方法で調査を実施・集計・公表の予定。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 府省等名  | 統計名等       | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                            |
|-------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産省 | 農業経営統計調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤平成22年の調査結果のうち、一部の統計については、4県（青森、岩手、宮城及び福島県）の一部回収困難な客体を除いて推計を行う予定。</li> </ul>                                                                                                 |
|       | 農業物価統計調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤3月分（4/28公表）は、5県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）の一部の回収不可能な客体分について前年同月又は前月価格に県内又は近隣地域の回収可能客体の変動率を加味して補正した数値で代替。</li> <li>➤4月分以降は、可能な限り標本選定替えを行い、選定替えが困難な場合は、3月と同様の措置。</li> </ul>        |
|       | 作物統計調査     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤果樹調査（平成22年産りんご収穫量等）については、3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除いて公表（5/20）。全国値は3県以外の調査結果を用いて推計。</li> <li>➤今後、3県の取りまとめが可能となった場合、再集計を行い順次公表予定。</li> </ul>                                          |
|       | 木材統計調査     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤製材月別調査及び合単板月別調査については、2月分以降、3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除いて公表。当面は、当該3県を除いて調査・公表する予定。</li> <li>➤また、この公表に当たっては、3県を除いた数値であることを注記するとともに、前月値と前年同月値については、3県を除いた数値を参考値として併記。</li> </ul>        |
|       | 海面漁業生産統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤平成22年の結果については、3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除いて公表（5/9）。今後、3県の取りまとめが可能となった場合、再集計を行い順次公表予定。</li> </ul>                                                                                     |
|       | 牛乳乳製品統計調査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤2月、3月分については、震災による報告の遅れ等により、公表を延期（2月分は4月20日、3月分は5月9日公表済み）。なお、公表の遅延・公表予定については事前に公表。</li> <li>➤4月分以降は、通常どおり公表。</li> </ul>                                                      |
| 経済産業省 | 生産動態統計（※）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集した。同情報を被災県にも提供。</li> <li>➤今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除外せずに公表を継続する方針。</li> </ul>                         |
|       | 鉱工業指数（IIP） | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤被災県を除かずに通常どおり公表。今後も、被災県を除外せずに公表を継続する方針。</li> <li>➤原則として各データの所管部署で作成した数値を使用。</li> <li>➤被災地を除外した集計結果（一次データ）等については、その集計結果の前月比を元に全国値を推計するなど、従来データと不連続が生じないように処理を行った。</li> </ul> |

| 府省等名  | 統計名等           | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経済産業省 | 特定業種石油等消費統計    | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地で調査票の提出ができないとした事業所は、生産動態統計調査で行ったヒアリングを元に推計。</li> <li>▶ 今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除外せずに公表を継続する方針。</li> </ul>                                               |
|       | 商業動態統計(※)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地域の事業所から3月分調査票が未提出だった場合は、日割り推計を行う等、より実態に近い形で補定。</li> <li>▶ 今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除かずに公表をする予定。</li> </ul>                                               |
|       | 特定サービス産業動態統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地域の未提出企業（又は事業所）について電話確認を行い、連絡の取れなかった企業（又は事業所）については、売上高等は日割り推計、従業者数等は前月の数値をもとに推計し、より実態に近い形で補定。</li> <li>▶ 今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除かずに公表をする予定。</li> </ul> |
|       | 工業統計調査(※)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都道府県・市町村経由の調査票については、調査票の紛失、滅失などの報告はなし。</li> <li>▶ 現在、通常通りの業務が実施されていることから、影響は少ないものと考えられる。</li> </ul>                                                                               |
|       | 経済産業省企業活動基本調査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害救助法の適用市町村に本社がある企業については、発送を一ヶ月遅らせた上で、調査票を送付してもよいか個別に確認をした上で、調査票を送付予定。</li> </ul>                                                                                                 |
|       | 第3次産業活動指数      | <ul style="list-style-type: none"> <li>2月分～4月分作成にあたっての対応は以下の通り。</li> <li>▶ 通常どおり公表されているデータについては公表値をそのまま使用。</li> <li>▶ データが未公表、部分的公表になっている系列については、欠落したデータを補完。通常でも公表が2ヶ月遅れとなっている系列については、IR情報等を用いて推計。</li> </ul>              |
|       | 石油製品需給動態統計     | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分については、被災県を除かずに通常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うために必要な情報を収集した。</li> <li>▶ 今後も、公表期日を厳守するとともに、被災県を除外せずに公表を継続する方針。</li> </ul>                                          |
|       | ガス事業生産動態統計調査   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3月分調査については、被災地域の調査客体に督促を行わなかったため、未回収の事業者分を除いた全国の結果を公表（5/25）。</li> <li>▶ 4月分調査については、3月分調査と同様の対応で公表予定（6/24）。</li> <li>▶ 現在、復旧が進んでいることから、回収率は増加しつつある。</li> </ul>                     |

| 府省等名  | 統計名等                                               | 当面の対応状況等                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国土交通省 | 建設工事受注動態統計調査(※)                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2月分調査票の取集が遅延したため、速報の公表は中止、確報は予定どおりに公表(4/11)。</li> <li>➢ 4月分の公表については、現段階で宮城県分の取りまとめが行えない状況のため、同県分を含まない推計値を公表(6/10)。</li> <li>➢ 今後の状況変化も見ながら調査を実施。</li> </ul>                                                                                                            |
|       | 建築着工統計(※)                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ これまでも調査結果を予定どおりに公表しており、今後も通常どおり調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                       |
|       | 自動車輸送統計調査、港湾調査(※)、内航船舶輸送統計調査、造船機統計調査、鉄道車両等生産動態統計調査 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各調査の実施にあたっては、電話問い合わせ等により被災地域に調査実施可否について状況を確認するなど、被災地域の調査客体の状況に十分配慮した上で調査を実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| 環境省   | 環境経済観測調査                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 郵送・オンラインによる調査であり、実施に伴う障害は限定的であり、調査は通常実施。</li> <li>➢ ただし、送付状において被災地企業には可能な範囲での協力依頼と記載した上、岩手、宮城、福島3県への督促状は省略するなどの配慮を行う。</li> <li>➢ 調査票の回収状況が極端に低下した場合等には、その状況や結果への影響について整理・公表を検討する。</li> </ul>                                                                           |
|       | 産業廃棄物排出・処理状況調査(※)                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 例年同様7月頃に調査を実施する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 日本銀行  | 短観                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 3月の短観については、回答基準日を3月11日に設定していた(回答期間は2月24日から3月31日)ため、異例の措置として、業況判断DIを3月11日までの回収分と3月12日以降回収分に分けて再集計し、公表予定日の翌営業日の4月4日に公表。</li> <li>➢ 上記公表に当たっては、極めて異例な状況を踏まえ、特に注目度の高い業況判断DIに限り特別に分割を行い、結果については、あくまで参考係数として幅をみるように注意喚起。</li> </ul>                                          |
|       | 企業物価指数                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 価格調査対象の企業で被災地に所在する企業はごく一部である。</li> <li>➢ 被災により、月次の価格調査票を提出できなかった企業についても、通常の手続きで欠測値補完を行なった。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
|       | 企業向けサービス価格指数                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 価格調査対象の企業で被災地に所在する企業はごく一部である。被災により、月次の価格調査票を提出できなかった企業についても、通常の手続きで欠測値補完を行なった。</li> <li>➢ なお、3月分の指数集計に当たり、一部の品目において通常と異なる取引態様がみられたことから、調査集計方法を臨時に変更した。具体的には、「テレビ広告」の品目において、震災直後、広告主が営利目的ではない公益社団法人にほぼ全面的に切り替わったため、これを除外する異例の欠測値補完を行なった。4月分以降は震災以前の指数集計に復した。</li> </ul> |

| 府省等名 | 統計名等 | 当面の対応状況等                                                                                 |
|------|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本銀行 | 金融統計 | ▶預金と貸出金に関する統計、およびそれを含める金融統計において、被災地に本拠を置く信用金庫の2月分以降の一部計数が報告遅延あるいは未入手となった。報告済みの前月計数で補完した。 |

注)「調査名」欄の末尾に「(※)」印を付した統計は、都道府県(一部市町村を含む。)を經由又は報告者とする統計を示す。

## 資料20 法33条に基づく調査票情報の利用

| 区分          | 33条第1号 |        |       | 33条第2号 |          |          |           |
|-------------|--------|--------|-------|--------|----------|----------|-----------|
|             |        | 統計の作成等 | 名簿の作成 |        | 公的機関(1号) | 調査研究(2号) | 特別な事由(3号) |
| 内閣府         | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 0        | 1         |
| 消費動向調査      | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 0        | 1         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 0        | 1         |
| 総務省         | 519    | 516    | 3     | 27     | 0        | 27       | 0         |
| サービス業基本調査   | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| サービス産業動向調査  | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国           | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 家計調査        | 8      | 8      | 0     | 5      | 0        | 5        | 0         |
| 国           | 5      | 5      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 5      | 0        | 5        | 0         |
| 独法等その他      | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 科学技術研究調査    | 7      | 6      | 1     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 国           | 6      | 5      | 1     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 独法等その他      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 経済センサス-基礎調査 | 29     | 29     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国           | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 26     | 26     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 独法等その他      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国勢調査        | 286    | 286    | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 国           | 8      | 8      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 277    | 277    | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 独法等その他      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 事業所・企業統計調査  | 31     | 29     | 2     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 国           | 12     | 10     | 2     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 11     | 11     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 独法等その他      | 8      | 8      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 社会生活基本調査    | 1      | 1      | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 国           | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 0      | 0      | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 就業構造基本調査    | 7      | 7      | 0     | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 国           | 4      | 4      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 1      | 1      | 0     | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 住宅・土地統計調査   | 55     | 55     | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 国           | 9      | 9      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 44     | 44     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 2      | 2      | 0     | 3      | 0        | 3        | 0         |
| 小売物価統計調査    | 31     | 31     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体      | 31     | 31     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 全国消費実態調査    | 7      | 7      | 0     | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 国           | 5      | 5      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学          | 1      | 1      | 0     | 4      | 0        | 4        | 0         |
| 独法等その他      | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |

| 区分             | 33条第1号 |            |           | 33条第2号 |              |              |               |
|----------------|--------|------------|-----------|--------|--------------|--------------|---------------|
|                |        | 統計の<br>作成等 | 名簿の<br>作成 |        | 公的機関<br>(1号) | 調査研究<br>(2号) | 特別な事<br>由(3号) |
| 全国単身世帯収支調査     | 1      | 1          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 貯蓄動向調査         | 1      | 1          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 労働力調査          | 52     | 52         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 51     | 51         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 財務省            | 10     | 9          | 1         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 法人企業統計調査       | 10     | 9          | 1         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 国              | 9      | 8          | 1         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 文部科学省          | 157    | 154        | 3         | 4      | 2            | 2            | 0             |
| 学校基本調査         | 147    | 145        | 2         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 国              | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 143    | 143        | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 独法等その他         | 3      | 1          | 2         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 学校教員統計調査       | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 学校保健統計調査       | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 社会教育調査         | 3      | 2          | 1         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他         | 1      | 0          | 1         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 全国イノベーション調査    | 0      | 0          | 0         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 体力・運動能力調査      | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方教育費調査        | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体         | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 厚生労働省          | 1,548  | 1,540      | 8         | 96     | 2            | 90           | 4             |
| 21世紀出生児縦断調査    | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 医師・歯科医師・薬剤師調査  | 5      | 4          | 1         | 7      | 0            | 6            | 1             |
| 地方公共団体         | 5      | 4          | 1         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 独法等その他         | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 1            | 1             |
| 医療施設調査         | 51     | 51         | 0         | 7      | 0            | 7            | 0             |
| 地方公共団体         | 51     | 51         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 6      | 0            | 6            | 0             |
| 独法等その他         | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 医療扶助実態調査       | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 院内感染対策サーベイランス  | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 国              | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 大学             | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 介護サービス施設・事業所調査 | 1      | 1          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |

| 区分              | 33条第1号 |            |           | 33条第2号 |              |              |               |
|-----------------|--------|------------|-----------|--------|--------------|--------------|---------------|
|                 |        | 統計の<br>作成等 | 名簿の<br>作成 |        | 公的機関<br>(1号) | 調査研究<br>(2号) | 特別な事<br>由(3号) |
| 国               | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 介護給付費実態調査       | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 患者調査            | 4      | 4          | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 地方公共団体          | 4      | 4          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 雇用動向調査          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国民健康・栄養調査       | 28     | 28         | 0         | 4      | 0            | 4            | 0             |
| 国               | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 24     | 24         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 独法等その他          | 2      | 2          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 国民生活基礎調査        | 8      | 3          | 5         | 15     | 0            | 15           | 0             |
| 国               | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 6      | 1          | 5         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 11     | 0            | 11           | 0             |
| 独法等その他          | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 社会医療診療行為別調査     | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 社会福祉施設等調査       | 1      | 1          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 地方公共団体          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 受療行動調査          | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 独法等その他          | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 就労条件総合調査        | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 人口動態調査          | 1,308  | 1,308      | 0         | 33     | 2            | 28           | 3             |
| 国               | 4      | 4          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 1,298  | 1,298      | 0         | 2      | 1            | 1            | 0             |
| 大学              | 3      | 3          | 0         | 24     | 0            | 22           | 2             |
| 独法等その他          | 3      | 3          | 0         | 7      | 1            | 5            | 1             |
| 全国家庭動向調査        | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 賃金構造基本統計調査      | 36     | 36         | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 国               | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 30     | 30         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 3      | 0            | 3            | 0             |
| 独法等その他          | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 能力開発基本調査        | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 病院報告            | 52     | 52         | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 5      | 0            | 5            | 0             |
| 地方公共団体          | 52     | 52         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 福祉行政報告例         | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国               | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 平成12年介護サービス世帯調査 | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 大学              | 0      | 0          | 0         | 1      | 0            | 1            | 0             |
| 毎月勤労統計調査        | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |

| 区分                 | 33条第1号 |        |       | 33条第2号 |          |          |           |
|--------------------|--------|--------|-------|--------|----------|----------|-----------|
|                    |        | 統計の作成等 | 名簿の作成 |        | 公的機関(1号) | 調査研究(2号) | 特別な事由(3号) |
| 国                  | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 毎月勤労統計調査(地方調査)     | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 労使関係総合調査(労働組合基礎調査) | 47     | 45     | 2     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 47     | 45     | 2     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 労働安全衛生特別調査         | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 大学                 | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 農林水産省              | 7      | 7      | 0     | 2      | 0        | 2        | 0         |
| 作物統計調査             | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 独法等その他             | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 水産加工統計調査           | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 農業経営統計調査           | 1      | 1      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 国                  | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学                 | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 農産物地産地消等実態調査       | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国                  | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 農林業センサス            | 3      | 3      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 地方公共団体             | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学                 | 0      | 0      | 0     | 1      | 0        | 1        | 0         |
| 独法等その他             | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 経済産業省              | 679    | 622    | 57    | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 海外事業活動基本調査         | 6      | 6      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国                  | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学                 | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 独法等その他             | 3      | 3      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 企業活動基本調査           | 18     | 18     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国                  | 6      | 6      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 大学                 | 2      | 2      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 独法等その他             | 10     | 10     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 経済産業省生産動態統計調査      | 52     | 52     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国                  | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 51     | 51     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 工業統計調査             | 499    | 456    | 43    | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国                  | 18     | 13     | 5     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 466    | 435    | 31    | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 独法等その他             | 15     | 8      | 7     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 工場立地動向調査           | 48     | 48     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国                  | 4      | 4      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 44     | 44     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 砕石等動態統計調査          | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 商業統計調査             | 27     | 18     | 9     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 国                  | 5      | 3      | 2     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 22     | 15     | 7     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 商業動態統計調査           | 12     | 12     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 12     | 12     | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 商品流通調査             | 3      | 1      | 2     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 地方公共団体             | 1      | 1      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 独法等その他             | 2      | 0      | 2     | 0      | 0        | 0        | 0         |
| 中小企業実態基本調査         | 5      | 5      | 0     | 0      | 0        | 0        | 0         |

| 区分              | 33条第1号 |            |           | 33条第2号 |              |              |               |
|-----------------|--------|------------|-----------|--------|--------------|--------------|---------------|
|                 |        | 統計の<br>作成等 | 名簿の<br>作成 |        | 公的機関<br>(1号) | 調査研究<br>(2号) | 特別な事<br>由(3号) |
| 国               | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 特定サービス産業実態調査    | 5      | 5          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 5      | 5          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 特定サービス産業動態統計調査  | 3      | 0          | 3         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国               | 3      | 0          | 3         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国土交通省           | 55     | 55         | 0         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 建築着工統計調査        | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国               | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 自動車輸送統計調査       | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国               | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 住生活総合調査         | 17     | 17         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国               | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 15     | 15         | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 宿泊旅行統計調査        | 2      | 2          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国               | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 1      | 1          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 全国都市交通特性調査      | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 造船造機統計調査        | 9      | 9          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 国               | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 6      | 6          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 東京都市圏パーソントリップ調査 | 17     | 17         | 0         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 地方公共団体          | 9      | 9          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 8      | 8          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 独法等その他          | 0      | 0          | 0         | 1      | 1            | 0            | 0             |
| 訪日外国人消費動向調査     | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 大学              | 3      | 3          | 0         | 0      | 0            | 0            | 0             |
| 総計              | 2,975  | 2,903      | 72        | 133    | 5            | 123          | 5             |
| 国               | 126    | 112        | 14        | 2      | 0            | 2            | 0             |
| 地方公共団体          | 2,758  | 2,712      | 46        | 8      | 1            | 3            | 4             |
| 大学              | 26     | 26         | 0         | 109    | 0            | 106          | 3             |
| 独法等その他          | 65     | 53         | 12        | 18     | 4            | 12           | 2             |

資料 21 オーダーメイド集計のサービス提供状況

| 府省名      |                    |                          | 平成 22 年度 |          | 平成 21 年度 |          |
|----------|--------------------|--------------------------|----------|----------|----------|----------|
|          |                    |                          | 統計調査数    | 年次単位の提供数 | 統計調査数    | 年次単位の提供数 |
| 内閣府      |                    |                          | 3        | 12       | 1        | 5        |
|          | 法人企業景気予測調査(財務省と共管) | 平成 16 年 4-6 月期以降         | 1        | 6        | 1        | 5        |
|          | 企業行動に関するアンケート調査    | 平成 18 年度～平成 20 年度        | 1        | 3        | 0        | 0        |
|          | 消費動向調査             | 平成 19 年度～平成 21 年度        | 1        | 3        | 0        | 0        |
| 総務省      |                    |                          | 8        | 36       | 1        | 3        |
|          | 国勢調査               | 平成 2 年、7 年、12 年、17 年     | 1        | 4        | 1        | 3        |
|          | 労働力調査(月次調査)        | 平成 元年 1 月～平成 20 年 12 月   | 1        | 20       | 0        | 0        |
|          | 家計消費状況調査(月次調査)     | 平成 19 年 1 月～平成 20 年 12 月 | 1        | 2        | 0        | 0        |
|          | 住宅・土地統計調査          | 平成 15 年、20 年             | 1        | 2        | 0        | 0        |
|          | 就業構造基本調査           | 平成 14 年、19 年             | 1        | 2        | 0        | 0        |
|          | 社会生活基本調査           | 平成 18 年                  | 1        | 1        | 0        | 0        |
|          | 家計調査(月次調査)         | 平成 17 年 1 月～平成 20 年 12 月 | 1        | 4        | 0        | 0        |
| 全国消費実態調査 | 平成 16 年            | 1                        | 1        | 0        | 0        |          |
| 財務省      |                    |                          | 2        | 33       | 1        | 5        |
|          | 法人企業景気予測調査(内閣府と共管) | 平成 16 年 4-6 月期以降         | 1        | 6        | 1        | 5        |
|          | 年次別法人企業統計調査        | 昭和 58 年度以降               | 1        | 27       | 0        | 0        |
| 文部科学省    |                    |                          | 1        | 2        | 1        | 1        |
|          | 学校基本調査             | 平成 20 年度、21 年度           | 1        | 2        | 1        | 1        |
| 厚生労働省    |                    |                          | 3        | 4        | 1        | 1        |
|          | 賃金構造基本統計調査         | 平成 18 年、19 年             | 1        | 2        | 1        | 1        |
|          | 人口動態調査(出生票、死亡票)    | 平成 19 年                  | 1        | 1        | 0        | 0        |
|          | 毎月勤労統計調査(特別調査)     | 平成 21 年                  | 1        | 1        | 0        | 0        |
| 農林水産省    |                    |                          | 3        | 5        | 2        | 3        |
|          | 農林業センサス            | 平成 17 年                  | 1        | 1        | 1        | 1        |
|          | 漁業センサス             | 平成 15 年、20 年             | 1        | 2        | 1        | 2        |
|          | 海面漁業生産統計調査         | 平成 19、20 年               | 1        | 2        | 0        | 0        |
| 国土交通省    |                    |                          | 1        | 1        | 0        | 0        |
|          | 建築着工統計調査(月次調査)     | 平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月  | 1        | 1        | 0        | 0        |
| 計        |                    |                          | 20       | 87       | 6        | 13       |
| 日本銀行     |                    |                          | 1        | 6        | 1        | 5        |
|          | 短観(全国企業短期経済観測調査)   | 平成 16 年 3 月調査以降の各調査期     | 1        | 6        | 1        | 5        |
| 計        |                    |                          | 21       | 93       | 7        | 18       |

資料 22 匿名データのサービス提供状況

| 府省名 |           |                 | 平成 22 年度 |          | 平成 21 年度 |          |
|-----|-----------|-----------------|----------|----------|----------|----------|
|     | 統計調査名     | 提供対象            | 統計調査数    | 年次単位の提供数 | 統計調査数    | 年次単位の提供数 |
|     |           |                 | 4        | 13       | 4        | 13       |
| 総務省 | 全国消費実態調査  | 平成元年、6年、11年、16年 | 1        | 3        | 1        | 3        |
|     | 社会生活基本調査  | 平成3年、8年、13年     | 1        | 3        | 1        | 3        |
|     | 就業構造基本調査  | 平成4年、9年、14年     | 1        | 3        | 1        | 3        |
|     | 住宅・土地統計調査 | 平成5年、10年、15年    | 1        | 4        | 1        | 4        |
| 計   |           |                 | 4        | 13       | 4        | 13       |

### 資料 23 統計委員会委員名簿

(平成 21 年 10 月から)

| 委員名   |        |                            |
|-------|--------|----------------------------|
| 委員長   | 樋口 美雄  | 慶應義塾大学商学部長                 |
| 委員長代理 | 深尾 京司  | 一橋大学経済研究所教授                |
| 委員    | 縣 公一郎  | 早稲田大学政治経済学術院教授             |
|       | 阿藤 誠   | 早稲田大学人間科学学術院特任教授           |
|       | 安部 由起子 | 北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授       |
|       | 井伊 雅子  | 一橋大学国際・公共政策大学院教授           |
|       | 宇賀 克也  | 東京大学大学院法学政治学研究科教授          |
|       | 佐々木 常夫 | (株)東レ経営研究所特別顧問             |
|       | 首藤 恵   | 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授        |
|       | 椿 広計   | 統計数理研究所教授                  |
|       | 津谷 典子  | 慶應義塾大学経済学部教授               |
|       | 廣松 毅   | 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 |
|       | 山本 拓   | 日本大学経済学部教授                 |

注) 役職は平成 22 年度末時点

### 資料 24 統計委員会臨時委員名簿

| 部会名                              | 委員名 |
|----------------------------------|-----|
| 平成 23 年 3 月 31 日現在臨時委員は任命されていない。 |     |

資料 25 統計委員会専門委員名簿

| 部会名           | 委員名                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人口・社会統計部会     | 小暮 厚之<br>佐藤 香<br>嶋崎 尚子<br>中村 桂子<br>伏見 清秀                                                                                                                      | 慶應義塾大学総合政策学部教授<br>東京大学社会科学研究所准教授<br>早稲田大学文学学術院教授<br>東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科准教授<br>東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授                                                                                                           |
| 国民経済計算部会      | 井出 多加子<br>伊藤 恵子 <sup>注</sup><br>岩本 康志<br>宇南山 卓 <sup>注</sup><br>菅 幹雄 <sup>注</sup><br>菅野 雅明<br>高木 新太郎<br>中村 洋一<br>野村 浩二<br>藤井 眞理子<br>宮川 努 <sup>注</sup><br>山田 光男 | 成蹊大学経済学部教授<br>専修大学経済学部准教授<br>東京大学大学院経済学研究科教授<br>神戸大学大学院経済学研究科准教授<br>東京国際大学経済学部教授<br>J P モルガン証券(株)チーフエコノミスト<br>成蹊大学経済学部名誉教授<br>法政大学理工学部教授<br>慶應義塾大学産業研究所准教授<br>東京大学先端科学技術研究センター教授<br>学習院大学経済学部教授<br>中京大学経済学部教授 |
| 産業統計部会        | 伊藤 恵子 <sup>注</sup><br>近藤 正彦 <sup>注</sup><br>菅 幹雄 <sup>注</sup><br>田井 宏介<br>滝澤 美帆                                                                               | 専修大学経済学部准教授<br>菱重エステート(株)施設サービス部管理課長<br>東京国際大学経済学部教授<br>大和証券キャピタル・マーケット(株)金融証券研究所企業調査第二部シニアアナリスト<br>東洋大学経済学部専任講師                                                                                              |
| サービス統計・企業統計部会 | 宇南山 卓 <sup>注</sup><br>西郷 浩 <sup>注</sup><br>菅 幹雄 <sup>注</sup><br>野辺地 勉<br>近藤 正彦 <sup>注</sup><br>渡辺 努                                                           | 神戸大学大学院経済学研究科准教授<br>早稲田大学政治経済学術院教授<br>東京国際大学経済学部教授<br>太陽A S G有限責任監査法人代表社員<br>菱重エステート(株)施設サービス部管理課長<br>一橋大学経済研究所教授                                                                                             |
| 統計基準部会        | 宇南山 卓 <sup>注</sup><br>西郷 浩 <sup>注</sup>                                                                                                                       | 神戸大学大学院経済学研究科准教授<br>早稲田大学政治経済学術院教授                                                                                                                                                                            |
| 匿名データ部会       | 伊藤 伸介<br>黒田 祥子<br>橋本 英樹<br>安田 聖                                                                                                                               | 明海大学経済学部専任講師<br>東京大学社会科学研究所准教授<br>東京大学大学院医学系研究科教授<br>一橋大学経済研究所教授                                                                                                                                              |

注1) 複数の部会に所属しているため、重複している。

注2) 平成22年度中に開催された部会に属された委員を記載。

資料 26 統計委員会開催状況（第 33 回～第 43 回）

| 回数     | 開催年月日      | 審議事項                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 33 回 | 平 22.4.16  | ・部会の審議状況について                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第 34 回 | 平 22.5.21  | ・諮問第 25 号の答申「経済産業省生産動態統計調査の変更について」<br>・諮問第 26 号「産業連関表の基幹統計としての指定について」<br>・統計委員会部会設置内規の変更について<br>・専門委員の発令等について<br>・公的統計の効率的な作成の推進について                                                                                                                          |
| 第 35 回 | 平 22.6.18  | ・統計法の施行状況について<br>・公的統計の効率的な作成の推進について<br>・諮問第 26 号の答申「産業連関表の基幹統計としての指定について」                                                                                                                                                                                    |
| 第 36 回 | 平 22.7.16  | ・専門委員の発令等について<br>・部会の審議状況について                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第 37 回 | 平 22.8.20  | ・諮問第 27 号「小売物価統計調査の変更について」                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第 38 回 | 平 22.9.30  | ・平成 21 年度統計法施行状況に関する統計委員会意見について<br>・部会の審議状況について                                                                                                                                                                                                               |
| 第 39 回 | 平 22.10.22 | ・専門委員の発令等について<br>・諮問第 27 号の答申「小売物価統計調査の変更について」<br>・諮問第 28 号「社会生活基本調査の変更について」<br>・諮問第 29 号「経済構造統計の指定の変更、経済センサス・活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」                                                                                                   |
| 第 40 回 | 平 22.11.19 | ・専門委員の発令等について<br>・諮問第 30 号「生命表の基幹統計としての指定について」<br>・諮問第 31 号「鉱工業指数の基幹統計としての指定について」<br>・部会の審議状況について                                                                                                                                                             |
| 第 41 回 | 平 22.12.17 | ・専門委員の発令等について<br>・諮問第 29 号の答申「経済構造統計の指定の変更、経済センサス・活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」<br>・諮問第 31 号の答申「鉱工業指数の基幹統計としての指定について」<br>・諮問第 32 号「医療施設調査の変更について」<br>・諮問第 33 号「患者調査の変更及び患者調査の指定の変更について」<br>・諮問第 34 号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」<br>・部会の審議状況について |
| 第 42 回 | 平 23.1.26  | ・諮問第 28 号の答申「社会生活基本調査の変更について」<br>・諮問第 30 号の答申「生命表の基幹統計としての指定について」<br>・諮問第 35 号「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の設定について<br>・部会の審議状況について<br>・委員及び専門委員の指名について                                                                                                                 |
| 第 43 回 | 平 23.2.24  | ・諮問第 35 号の答申「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の設定について<br>・部会の審議状況について                                                                                                                                                                                                       |

## 資料 27 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

### 「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日

統計委員会決定

1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

(2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

#### 附 則

- 1 この決定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年10月5日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料 28 政府統計の総合窓口 (e-Stat) について

“e-Stat”とは、政府が作成、公表する統計 (Statistics) に関する幅広い分野の情報提供のワンストップサービスを実現するためのインターネット上の総合窓口 (ポータルサイト) です。

このサイトには、「統計データを探す」、「地図や図表で見る」、「調査項目を調べる」、「統計データ新着情報・公表予定」など、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっています。



The screenshot shows the e-Stat homepage with a navigation bar at the top containing links for '各府省庁からの取組から' (Initiatives from various ministries), 'ユーザー登録' (User registration), 'ログイン' (Login), 'アンケート' (Survey), and 'English'. Below this are several main service buttons: '統計データを探す' (Search for statistics data), '地図や図表で見る' (View by map and chart), '調査項目を調べる' (Check survey items), '統計データ新着情報' (New statistics data), and '統計サイトを検索・リンク集' (Search for statistics sites and link collection). A blue dog mascot is also visible.

**統計データを探す**

主要な統計から探す (統計分類表示)

|                                                                           |                                                       |                                                       |                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <b>人口・労働</b><br>総人口<br>労働人口<br>労働力不足                                      | <b>労働・賃金</b><br>労働時間<br>賃金<br>労働コスト                   | <b>設備投資</b><br>設備投資<br>設備投資率<br>設備投資額                 | <b>製造工業</b><br>製造業<br>製造業の生産<br>製造業の売上                |
| <b>国定工業</b><br>国定工業<br>国定工業の生産<br>国定工業の売上                                 | <b>国定サービス業</b><br>国定サービス業<br>国定サービス業の生産<br>国定サービス業の売上 | <b>国定卸売・小売</b><br>国定卸売・小売<br>国定卸売・小売の生産<br>国定卸売・小売の売上 | <b>国定運輸・郵便</b><br>国定運輸・郵便<br>国定運輸・郵便の生産<br>国定運輸・郵便の売上 |
| <b>国定文化・芸術・スポーツ</b><br>国定文化・芸術・スポーツ<br>国定文化・芸術・スポーツの生産<br>国定文化・芸術・スポーツの売上 | <b>国定建設</b><br>国定建設<br>国定建設の生産<br>国定建設の売上             | <b>国定情報・通信</b><br>国定情報・通信<br>国定情報・通信の生産<br>国定情報・通信の売上 | <b>国定金融・保険</b><br>国定金融・保険<br>国定金融・保険の生産<br>国定金融・保険の売上 |

様々な方法で政府統計のデータを検索・閲覧・加工することができます。

**【その他】**

- 統計制度を知る
- 統計を学ぶ
- 統計サイト検索・リンク集
- 統計データ新着情報・公表予定
- 調査項目を調べる

総務省統計局のホームページ

<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/04/annai.htm>

## 資料29 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2011年3月現在

| 国/地域                 | 合計    | 東京ベース事業 | 研修所外事業 | 遠隔学習事業 |
|----------------------|-------|---------|--------|--------|
| <b>合計(127)</b>       | 12453 | 3066    | 9064   | 323    |
| <b>ESCAP 域内国(58)</b> | 12177 | 2843    | 9041   | 293    |
| アフガニスタン              | 134   | 43      | 91     | 0      |
| アルメニア                | 47    | 13      | 34     | 0      |
| 米領サモア                | 9     | 0       | 9      | 0      |
| オーストラリア              | 21    | 2       | 19     | 0      |
| アゼルバイジャン             | 25    | 15      | 10     | 0      |
| バンラデシュ               | 444   | 151     | 253    | 40     |
| ブータン                 | 213   | 52      | 159    | 2      |
| ブルネイ                 | 197   | 14      | 183    | 0      |
| カンボジア                | 379   | 81      | 286    | 12     |
| 中華人民共和国              | 704   | 124     | 577    | 3      |
| クック諸島                | 85    | 26      | 59     | 0      |
| 大韓民国                 | 78    | 0       | 78     | 0      |
| ミクロネシア連邦             | 68    | 23      | 45     | 0      |
| フィジー                 | 219   | 63      | 156    | 0      |
| グルジア                 | 21    | 10      | 11     | 0      |
| グアム                  | 35    | 0       | 35     | 0      |
| 香港                   | 218   | 81      | 137    | 0      |
| インド                  | 348   | 151     | 169    | 28     |
| インドネシア               | 493   | 172     | 321    | 0      |
| イラン                  | 387   | 92      | 285    | 10     |
| 日本                   | 82    | 49      | 33     | 0      |
| カザフスタン               | 33    | 22      | 11     | 0      |
| キリバス                 | 138   | 22      | 116    | 0      |
| キルギス                 | 26    | 13      | 13     | 0      |
| ラオス                  | 400   | 62      | 291    | 47     |
| マカオ                  | 126   | 6       | 120    | 0      |
| マレーシア                | 522   | 119     | 403    | 0      |
| モルディブ                | 429   | 56      | 373    | 0      |
| マーシャル諸島              | 86    | 12      | 74     | 0      |
| モンゴル                 | 489   | 58      | 379    | 52     |
| ミャンマー                | 428   | 80      | 348    | 0      |
| ナウル                  | 6     | 4       | 2      | 0      |
| ネパール                 | 637   | 99      | 528    | 10     |
| ニューカレドニア             | 26    | 0       | 26     | 0      |
| ニュージーランド             | 11    | 0       | 11     | 0      |
| ニウエ                  | 43    | 7       | 36     | 0      |
| 北マリアナ諸島              | 2     | 0       | 2      | 0      |
| パキスタン                | 525   | 129     | 387    | 9      |
| パラオ                  | 35    | 4       | 31     | 0      |
| パプアニューギニア            | 280   | 63      | 217    | 0      |
| フィリピン                | 690   | 168     | 508    | 14     |
| 北朝鮮                  | 337   | 98      | 239    | 0      |
| ロシア                  | 8     | 1       | 7      | 0      |
| サモア                  | 133   | 55      | 78     | 0      |
| シンガポール               | 86    | 47      | 39     | 0      |
| ソロモン諸島               | 93    | 18      | 75     | 0      |
| スリランカ                | 731   | 155     | 560    | 16     |
| タジキスタン               | 69    | 23      | 46     | 0      |
| タイ                   | 735   | 162     | 542    | 31     |
| 東ティモール               | 16    | 6       | 10     | 0      |
| トンガ                  | 106   | 36      | 70     | 0      |
| 太平洋諸島信託統治領           | 39    | 6       | 33     | 0      |
| トルコ                  | 23    | 12      | 11     | 0      |
| トルクメニスタン             | 8     | 6       | 2      | 0      |
| ツバル                  | 44    | 10      | 34     | 0      |
| ウズベキスタン              | 27    | 20      | 5      | 2      |
| バヌアツ                 | 87    | 21      | 65     | 1      |
| ベトナム                 | 496   | 81      | 399    | 16     |
| <b>ESCAP 域外国(69)</b> | 276   | 223     | 23     | 30     |
| アルバニア                | 2     | 2       | 0      | 0      |
| アルジェリア               | 1     | 1       | 0      | 0      |

| 国/地域                | 合計 | 東京ベース事業 | 研修所外事業 | 遠隔学習事業 |
|---------------------|----|---------|--------|--------|
| アルゼンチン              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| バルバドス               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ベリーズ                | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ベニン                 | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ボリビア                | 4  | 4       | 0      | 0      |
| ブラジル                | 7  | 6       | 1      | 0      |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ        | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ボツワナ                | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ブルガリア               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| カメルーン               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| コロンビア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| コモロ                 | 1  | 1       | 0      | 0      |
| コートジボワール            | 1  | 1       | 0      | 0      |
| キューバ                | 3  | 3       | 0      | 0      |
| チェコ共和国              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ドミニカ国               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ドミニカ共和国             | 1  | 1       | 0      | 0      |
| エジプト                | 10 | 10      | 0      | 0      |
| エチオピア               | 5  | 5       | 0      | 0      |
| 赤道ギニア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| フランス                | 6  | 0       | 6      | 0      |
| ドイツ                 | 1  | 0       | 1      | 0      |
| ガーナ                 | 18 | 9       | 0      | 9      |
| グアテマラ               | 5  | 5       | 0      | 0      |
| ホンジュラス              | 4  | 4       | 0      | 0      |
| イラク                 | 5  | 5       | 0      | 0      |
| ジャマイカ               | 4  | 4       | 0      | 0      |
| ケニア                 | 6  | 6       | 0      | 0      |
| コソボ                 | 3  | 3       | 0      | 0      |
| ラトビア                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| レバノン                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| レソト                 | 3  | 3       | 0      | 0      |
| ルクセンブルグ             | 2  | 0       | 2      | 0      |
| マダガスカル              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| マラウイ                | 5  | 5       | 0      | 0      |
| モリタニア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| モーリシャス              | 1  | 1       | 0      | 0      |
| モルドバ                | 3  | 3       | 0      | 0      |
| モザンビーク              | 8  | 2       | 0      | 6      |
| ニジェール               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ナイジェリア              | 18 | 18      | 0      | 0      |
| オマーン                | 10 | 10      | 0      | 0      |
| パレスチナ               | 14 | 14      | 0      | 0      |
| パナマ                 | 2  | 2       | 0      | 0      |
| パラグアイ               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ペルー                 | 6  | 6       | 0      | 0      |
| ルーマニア               | 3  | 3       | 0      | 0      |
| ルワンダ                | 5  | 5       | 0      | 0      |
| セントルシア              | 2  | 1       | 1      | 0      |
| サウジアラビア             | 2  | 2       | 0      | 0      |
| セネガル                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| セルビア                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| セーシェル               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| サントメ・プリンシペ          | 1  | 0       | 1      | 0      |
| スロバキア               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| セントビンセント及びグレナディーン諸島 | 3  | 3       | 0      | 0      |
| スワジランド              | 6  | 6       | 0      | 0      |
| スイス                 | 2  | 0       | 2      | 0      |
| シリア                 | 14 | 4       | 0      | 10     |
| タンザニア               | 28 | 23      | 0      | 5      |
| ウガンダ                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ウクライナ               | 2  | 2       | 0      | 0      |
| ウルグアイ               | 1  | 1       | 0      | 0      |
| 米国                  | 9  | 0       | 9      | 0      |
| イエメン                | 1  | 1       | 0      | 0      |
| ザンビア                | 6  | 6       | 0      | 0      |
| ジンバブエ               | 2  | 2       | 0      | 0      |

## 資料30 「世界統計の日」に際して各国で行われた取組

2010年6月、国連総会の採択により、2010年10月20日は「世界統計の日」とされた。

国勢調査を始めとする公的統計は国連等で定めた世界標準で作成されており、グローバル化時代においては、国際比較が可能な信頼できる公的統計データの必要性が増している。信頼できる統計データ作成には調査客体の協力が欠かせないことから、国際レベルで公的統計の意義への理解増進のため、国連が提唱する「2010年ラウンド世界人口・住宅センサス（国勢調査）計画」の実施期間にあたる2010年に世界共通の統計の日を設けることになった。

平成23年2月に開催された国連統計委員会における報告によると、世界130の国・地域及び国際機関が何らかの活動を行った。

### ●諸外国、国際機関による活動例

- ・自国の言語によるポスター、チラシ及びロゴ作成
- ・広報用ビデオ作成
- ・報道発表
- ・ラジオ及びテレビ放送
- ・シンポジウム、国際会議開催
- ・学校へ教材配布
- ・記念スタンプ発行
- ・展示会開催
- ・ウェブページ開設
- ・大臣や統計局長によるメッセージ等



国連公式ロゴ

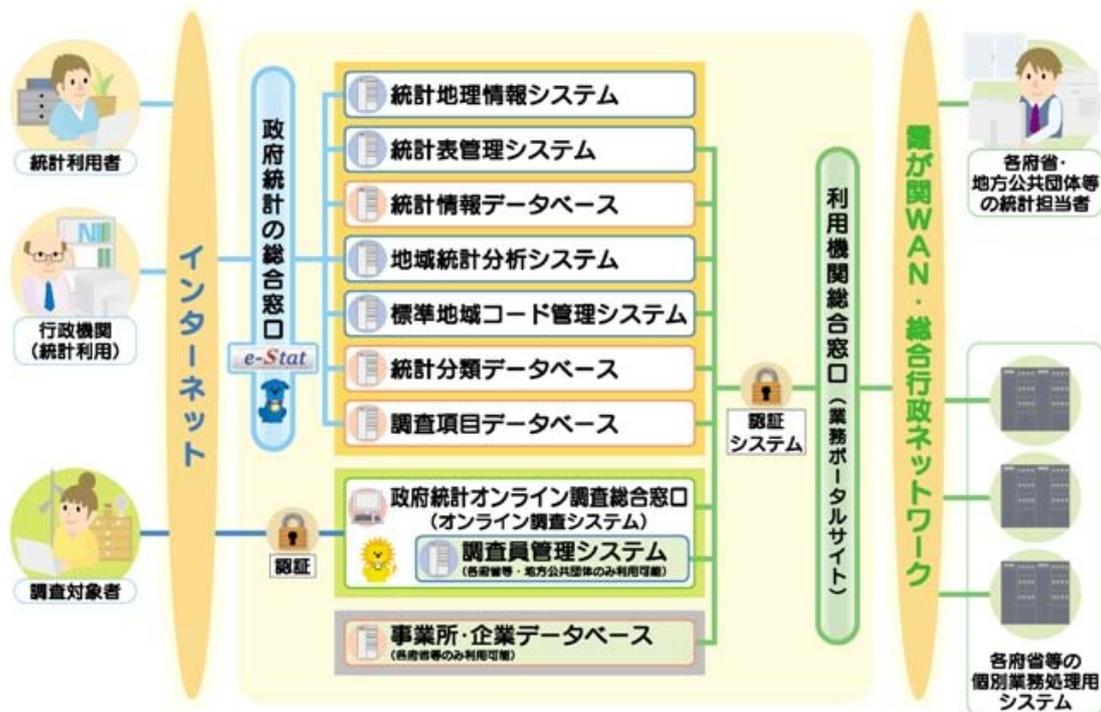
### ●日本における主要取組実績

- 政府広報誌等への記事掲載
- イベントにおけるパネル等展示
  - ・統計資料館
  - ・夏休み子ども霞が関見学デー
  - ・統計関連学会
  - ・統計データグラフフェア
- ホームページ等への掲載
  - ・ウェブページ開設
  - ・メールマガジン配信
  - ・庁舎外電光掲示板、庁舎内広報ビジョンへの映像掲載
- マスコミ
  - ・報道資料配布
  - ・ラジオ番組放送
  - ・新聞広告（福島県）

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成20年4月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定時期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所・企業データベース (事業所母集団データベース)」があります。

**政府統計共同利用システムの概要**



※政府統計共同利用システムの運用管理は、独立行政法人統計センターが行っています。

総務省統計局のホームページ

<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/01/04/annai.htm>

## 資料 32 事業所母集団データベースについて

### 統計法（抄）

（定義）

#### 第二条

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

（事業所母集団データベースの整備）

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

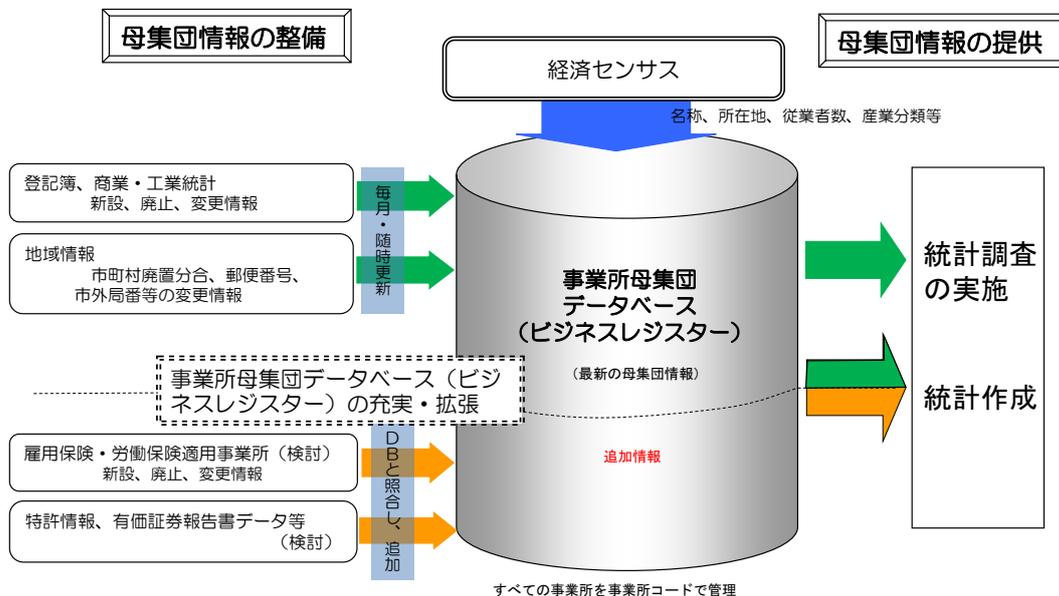
2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出
- 二 事業所に関する統計の作成

## 事業所母集団データベース

事業所母集団データベースの目的（統計法第27条）

- 各種統計調査のための「母集団情報を提供」
- 各種統計調査結果、行政記録情報を登録することにより「新たな統計を作成」



事業所母集団データベースには、約 600 万の事業所・企業のデータを格納